

# 神奈川県災害時広域受援計画

令和2年3月

神奈川県

平成 26 年 3 月 神奈川県災害時広域受援計画策定

令和 2 年 3 月 修正

(1) 過去の災害の教訓等の反映

○国のプッシュ型の物資支援を想定し、国や民間団体と連携して物資を受入、市町村に供給する体制等を追加

○国の被災市区町村応援職員確保システムによる人的支援を想定した受入体制や手順等を追加

○現地災害対策本部の役割・機能の見直しの内容を反映

(2) 国の計画等の反映

○中央防災会議幹事会が策定した「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を踏まえ、受援の手順や用語の定義を修正、新たに次の章を追加した。

・緊急輸送ルート等

緊急輸送ルート等の確保優先順位の調整や、道路啓開、応急復旧の手順などを追加

・燃料・ライフライン対策

重点施設や重要車両への燃料供給、電気、ガス、通信等の臨時供給、応急復旧の手順や体制を追加

# 目次

第1章 総論	7
1 計画策定の趣旨	7
(1) 計画の目的	7
(2) 本計画と他の防災計画の関係	7
(3) 本計画が対象とする災害	8
(4) 本計画を基本とした柔軟な対応	9
(5) 本計画の見直し	9
2 受援に係る県災害対策本部等の体制	9
(1) 県災害対策本部の組織体制	9
(2) 関係機関からの連絡員の派遣	10
(3) 市町村への連絡員の派遣	10
(4) 国現地災害対策本部の設置	11
(5) 現地での情報収集	11
3 関係機関との通信体制	12
(1) 通信手段	12
(2) 通信手段の被害確認	12
(3) 通信手段の復旧	12
4 拠点について	13
(1) 主な拠点の定義	13
(2) 拠点の実効性確保	13
第2章 緊急輸送ルート等	14
1 要旨	14
(1) 緊急輸送ルート等確保の基本的な考え方	14
(2) 主な用語の定義	14
(3) ルート確保の優先順位（基本的な考え方）	15
(4) 国・県・市町村等の主な役割	15
(5) 発災直後からの主なタイムライン	16
2 県災害対策本部、関係機関の体制確立	16
(1) 組織体制	16
(2) 主な関係機関との連絡手段	16
3 道路等情報の収集、共有	16
(1) 道路の管理者による道路パトロールの実施	16
(2) 道路の管理者相互の共有、県（県土整備部）への連絡	16
(3) 県（県土整備部）による取りまとめ及び共有	17

4	道路啓開、応急・復旧、交通規制の優先順位の調整	17
(1)	道路啓開、応急・復旧優先順位の策定	17
(2)	調整会議の実施	17
5	道路啓開、応急・復旧、交通規制の実施	17
(1)	交通規制の実施	17
(2)	緊急交通路の指定	17
(3)	道路啓開、応急・復旧の実施	18
6	関係機関との連携	18
(1)	道路の管理者の相互連携	18
(2)	国との連携	18
(3)	県警察との連携	18
(4)	自衛隊との連携	18
(5)	災害時の応急復旧協定会社	18
7	その他	18
(1)	広報	18
(2)	港湾、河川等の利用	18
第3章	救助・救急、消火活動等	20
1	要旨	20
(1)	基本的な考え方	20
(2)	計画実施主体の主な役割	20
(3)	発災直後からの主なタイムライン	21
2	県災害対策本部の体制の確立	21
(1)	県庁の体制（県（統制部）の設置）	21
(2)	関係機関から県庁への連絡員派遣等	22
3	消防、警察による発災後即時の活動	22
4	被害状況の把握、予測	22
5	広域応援部隊の派遣要請	22
(1)	被災情報の収集と派遣要請	22
6	活動等拠点の確保	23
(1)	進出拠点の確保	23
(2)	救助活動拠点の確保	23
(3)	拠点の情報集約	23
7	広域応援部隊の活動調整	23
(1)	応急対策活動方針の策定	23
(2)	県災害対策本部における活動調整会議等	23
(3)	災害現場の合同調整所	23

8	広域応援部隊の活動支援	24
9	航空機の運用調整	24
	(1) 重視する航空機の運用	24
	(2) 航空機運用調整	24
第3章の2	緊急消防援助隊に係る特記事項	26
1	緊急消防援助隊の主な活動	26
2	派遣要請・調整	26
3	その他	26
第3章の3	警察災害派遣隊に係る特記事項	27
1	警察災害派遣隊の主な活動	27
2	派遣要請・調整	27
第3章の4	自衛隊に係る特記事項	28
1	自衛隊（災害派遣部隊）の主な活動	28
2	派遣要請・調整	28
第4章	保健医療救護	30
1	趣旨	30
2	保健医療調整本部の役割	30
3	発災直後のDMAT派遣	32
	(1) DMATの派遣要請	32
	(2) DMATの参集	32
	(3) DMATへの任務付与及び指揮	32
4	被災した災害拠点病院等の医療機能の継続・回復	33
5	「災害拠点病院」機能の最大限の活用	34
6	重症患者の医療搬送（広域医療搬送・地域医療搬送）	34
	(1) 広域医療搬送・地域医療搬送の定義	34
	(2) 患者搬送の考え方	35
	(3) 航空搬送拠点	35
	(4) 広域医療搬送	35
	(5) 地域医療搬送	36
7	DMAT以外の医療チームの活動	36
8	避難所等における保健・医療・福祉サービス等の提供	37
第5章	物資調達	38
1	要旨	38
	(1) 住民の支援物資確保の基本的な考え方	38
	(2) 物資供給等の基本的な流れ	38
	(3) 計画実施主体の主な役割	39

(4) 発災直後からの主なタイムライン .....	40
2 平時からの備え .....	40
(1) 住民への啓発 .....	40
(2) 備蓄物資の整備 .....	40
(3) 物資拠点候補の選定、充実 .....	40
(4) 支援物資の調達・輸送に関する体制の構築 .....	41
3 県災害対策本部の体制の構築（発災後速やかに開始） .....	41
(1) 組織体制 .....	41
(2) 主な関係機関等との情報伝達手段 .....	41
(3) 民間団体等への要請に係る資源配分連絡調整チームでの調整 .....	41
4 支援物資の必要量の調整（発災後3日目までを目途に完了） .....	42
(1) プル型支援の場合 .....	42
(2) 国によるプッシュ型支援が行われる場合 .....	42
5 物資拠点の開設・運営（発災後3～4日目までを目途に完了） .....	43
(1) 物資拠点の確保 .....	43
(2) 物資拠点運営人員の確保 .....	44
(3) 拠点運営資機材の確保 .....	44
6 物資の輸送（発災後3～4日目までを目途に完了） .....	44
(1) 調達先から広域物資輸送拠点までの輸送 .....	44
(2) 広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点への輸送 .....	44
(3) 地域内輸送拠点から避難所への輸送 .....	44
(4) 拠点を経ない輸送 .....	44
(5) 輸送者への情報提供等 .....	45
(6) 海上・航空輸送を実施する場合 .....	45
7 義援物資の受入 .....	45
(1) 基本的な考え方 .....	45
(2) 広報の実施 .....	45
(3) 申出のない義援物資が輸送された場合の取扱い .....	45
第6章 燃料・ライフライン対策 I 燃料の臨時供給 .....	46
1 目的 .....	46
2 本県の燃料供給体制の概要 .....	46
(1) 重要施設に対する燃料供給 .....	46
(2) 重要車両に対する燃料供給 .....	47
3 平時における燃料供給の備え .....	48
(1) 各重要施設・重要車両における燃料備蓄 .....	48
(2) 協定等に基づく重要施設の設備情報の確認 .....	48

(3) 緊急通行車両の事前届出 .....	48
4 災害時における燃料供給 .....	48
(1) 重要施設に対する燃料供給 .....	48
(2) 重要車両に対する燃料供給 .....	49
(3) 重要施設以外に対する燃料供給 .....	49
6章 燃料・ライフライン対策 II 電力・ガス・通信の臨時供給 .....	50
1 目的 .....	50
2 平時の備え .....	50
(1) 体制の構築 .....	50
(2) 応急復旧活動拠点の選定 .....	50
3 災害時における臨時供給、応急復旧 .....	50
第7章 自治体間の職員応援 .....	51
1 本計画で定める自治体間の職員応援 .....	51
(1) 職員「応援」と職員「派遣」の違い .....	51
(2) 本計画が対象とする職員応援 .....	51
2 職員応援のスキーム .....	51
(1) 協定に基づく県内相互応援 .....	51
(2) 被災市区町村応援職員確保システム .....	51
3 災害時の対応手順（システムを活用する場合） .....	51
(1) 市町村の被災状況の把握 .....	51
(2) 支援体制の構築 .....	52
(3) 支援の決定 .....	52
(4) 追加支援の調整 .....	52
(5) 支援の終了 .....	52
4 システムによる支援がない場合の対応 .....	52
(1) 手順概要 .....	52
第8章 ボランティアとの連携・支援 .....	54
1 ボランティア活動支援拠点の設置・支援 .....	54
2 県内外の様々な分野のNPO・団体等との連携等 .....	54
3 県災害対策本部との連絡・調整等 .....	54

### 第1章 総論

#### 1 計画策定の趣旨

##### (1) 計画の目的

○大規模災害時には、被災地では多くの災害対応業務が発生するほか、被害により業務能力は低下し、資源は不足するため、被災地外からの「応援の受入（受援）」が不可欠である。

○本県は県地域防災計画に定めるとおり、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備をしている。

○神奈川県災害時広域受援計画（以下「本計画」という。）は県地域防災計画に定める受援に係る事項のうち、特に重要と考えられる事項の各主体の役割、手順等を明らかにし、関係機関と共有することで円滑な対応を図ることを目的として策定する。

##### (2) 本計画と他の防災計画の関係

###### ア 神奈川県地域防災計画

○本計画は、県地域防災計画に定める受援に係る事項のうち、特に重要と考えられる事項を、各主体の役割、手順等を明らかにしつつ記載したものである。

###### イ 神奈川県地域防災計画に位置付けられた個別計画等

○地域防災計画には、「神奈川県保健医療救護計画」や「神奈川県緊急消防援助隊受援計画」などの個別計画や「広域防災活動拠点運営要綱」等の規則などの個別計画等が位置付けられている。

○本計画はこれらの上位計画ではなく、同列にあって横断的にとりまとめる計画である。

###### ウ 神奈川県業務継続計画

○神奈川県業務継続計画は、神奈川県の業務継続についての基本的な考え方を定める本体と各所属が所管業務について詳細を定める個票からなる。

○神奈川県の各所属は所管業務の継続に必要な受援に係る事項を、個票やマニュアル等に定める。

○本計画は、受援に係る事項のうち特に重要と考えられる事項を記載する。

###### エ 首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（中央防災会議幹事会）

○本計画を関係機関等と共有するため、計画の構成、用語等については国が策定する計画に準拠することが望ましい。

○このような観点から、本計画の用語や章立て対応手順は、国（中央防災会議幹事会）が策定した「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（以下「国計画」という。）」に準拠またはこれを参考としている。

○首都直下地震は、今後の発生確率が高く、また、予想される被害が大きく対応が困難であることが想定されており、首都直下地震への対応を念頭に本計画を策定することで、汎用性のある計画とすることが期待できるなど、計画の想定する災害として適当と考えられる。

## 第1章 総論

### (3) 本計画が対象とする災害

○本計画は、首都直下地震（特に都心南部直下地震）による大規模地震災害を主に想定しているが、風水害、火山災害等の自然災害、石油コンビナート災害、原子力災害及び大規模な事故災害を対象とするもので、その他の危機事象においても準用する。

○以下、想定される様々な災害に応じた対応のポイントを整理する。

#### ア 大正型関東地震

本県に最も影響が大きい相模トラフを震源とする地震であり、本県が想定する地震の中で最も甚大な被害をもたらす激甚災害である。

首都直下地震と比べ、被災者数、ライフライン被害も甚大となる。県内全域が大きな被害を受けるため、防災関係機関の立ち上がりも遅くなる。県内応援は見込めず、県外からの応援も制約されるため、対応が長期化することを念頭におく必要がある。

○甚大な家屋とライフライン被害により多くの避難者が発生し、避難生活も長期化する。避難施設の被災も想定されるため、発災直後から、県外への広域避難を念頭に、県災害対策本部統制部において、県外自治体との協議、移動手段の確保などを調整する。

○救出・救助、医療救護等の応急措置の多大なニーズが見込まれる中、道路等の交通施設の被害が甚大なため、救出・救助、医療救護等の応援部隊の県内への進出に時間を要することが想定される。そのため、幹線道路や活動拠点をつなぐ緊急輸送路の早期の確保（道路啓開等）、SCU等を活用した広域医療搬送体制の確保、航空機の到着場、物資受入港を活用した空路、海上からの受援体制を早期に確立する必要がある。

○多くの被災者が発生し、物資や人員など災害救助に係る応援の多大なニーズが想定されるため、周辺県の施設も含めた早期の物資拠点の確保、県外自治体からの応援職員を受け入れるための滞り場所や移送手段の確保などの調整体制を確保する必要がある。

○相模トラフを震源とするため、津波による被害が甚大となる。被害想定では、沿岸市町で甚大な人的・物的被害が想定されており、膨大な応急対策のニーズがあるなか、想定を超える津波が発生すれば、応急対策の拠点も被災し、応急対策の大きな制約がでることも想定される。本県では、足柄上合同庁舎、県総合防災センターを津波災害時の後方応援拠点に位置付けている。被災状況に応じて、両拠点の他、県内陸部の広域応援活動拠点を後方支援拠点と位置付け、被害甚大な沿岸部を支援する体制を確立することも想定しておく必要がある。

#### イ 県西部地震

小田原市を中心とした県西部では、海溝型、内陸型の地震が定期的に発生しており、本県では蓋然性の高い、備えが必要な地震である。県の被害想定で採用している地震モデルによれば、被害は県西部に集中しており、県内応援も見込める地震である。

○被害が県西部の2市8町に集中するため、政令市を含め、湘南、県央、三浦半島の市町村は県西部の応援が可能である。

○県の体制として、県災害対策本部の他、県西、足柄上に設置する現地災害対策本部を中心に、湘南、県央、横須賀三浦の現地災害対策本部は、県内応援を担う調整本部の機能を中心

## 第1章 総論

に担う体制を想定する。

○県内の被災状況を確認し、県西部に被害が集中していることが判明した後は、災害対策本部の設置に至らない局地的災害対策上必要に応じて設置するものとして災害対策本部要綱に定める現地対策本部を県西地域県政総合センターに設置し、被災地に近い立場で、情報と権限を一元化して対応することも想定される。

### ウ 南海トラフ地震

九州沖から駿河湾沖に連なる南海トラフを震源とする、我が国最大の激甚災害である。本県は、津波と揺れによる被害が想定されるが、沿岸部の津波被害以外は、甚大な被害はなく、発災から一定期間経過後は、県内応援も一定程度見込める災害である。また、国の応急対策計画では、本県は応援対象の重点地区ではないため、被災状況によっては、甚大な被災地への応援を行うこともある。また、南海トラフ地震に関する臨時情報が発表された場合の対応にも留意が必要である。

○被害想定では、重傷以上の死傷者は沿岸部に集中することから、救出・救助の応援部隊の活動拠点の確保にあたっては、足柄上合同庁舎、県総合防災センターを中心とした内陸部の後方応援体制に留意する。

### エ 風水害、火山、武力攻撃・テロ災害

大規模地震に対して基本的には被害が局所的になることが想定される。

#### (4) 本計画を基本とした柔軟な対応

○災害対応は不確定要素が大きく、過去の災害を踏まえても事前の計画どおりに進行しないことが多いため、関係機関は本計画に留意しつつ、状況に応じて柔軟に対応する。

#### (5) 本計画の見直し

○本計画は、関連する計画の見直し、訓練を通じた検証や関係機関の体制の変更等に応じて随時見直す。

## 2 支援に係る県災害対策本部等の体制

### (1) 県災害対策本部の組織体制

組織体制	主な関係章
県災害対策本部	
統制部（県庁第二分庁舎7F※特に記載がない場合）	
指令調整班	第2章緊急輸送ルート等
消防調整班	第3章救助・救急・消火等
航空機運用調整班	第6章燃料・ライフライン
市町村応援班	第5章物資 第7章人的支援
県災害活動中央基地（総合防災センター）	
上記のほか、管理班、コンビナート班、広報班、	

## 第1章 総論

秘書班、消費生活班、温泉地学研究所（温泉地学研究所）	
政策部	
県災害救援ボランティア支援センター（かながわ県民センター）	第8章ボランティア
健康医療部	
保健医療救護班（県庁第二分庁舎7F）	第4章保健医療救護
県土整備部（県庁新庁舎11,12F）	第2章緊急輸送ルート等
警察本部	第2章緊急輸送ルート等 第3章救助・救急・消火等
上記のほか、総務部、国際文化観光部、スポーツ部、環境農政部、福祉子どもみらい部、産業労働部、会計部、企業部、教育部、議会部、人事委員会部、監査部、労働委員会部	
県現地災害対策本部（各地域県政総合センター）	

○県庁が被災により使用できない場合は、県総合防災センター（厚木市下津古久280）が県災害対策本部統制部の代替施設となる。その場合、県土整備部は厚木土木事務所に設置される。

### (2) 関係機関からの連絡員の派遣

○関係機関との連携の実効性を高めるために、関係機関からは県災害対策本部へ連絡員が派遣される。詳細は各章を参照。

### (3) 市町村への連絡員の派遣

○県は、次のとおり連絡員を派遣する。

連絡員の分類	主な役割等	主な派遣元
発災初期に派遣される連絡員（市町村連絡員）	○庁舎の被災や膨大な業務発生により、市町村の災害対策本部が機能不全に陥っていないか、県に情報伝達する余力がない状況に陥っていないか等を確認し、状況を県災害対策本部に伝達すること。 ○その他、可能な範囲で情報収集を行い県災害対策本部に伝達すること。	県現地災害対策本部（地域県政総合C） 横浜市、川崎市へは本庁から派遣
各業務に係る連絡調整を確実にを行うために派遣される連絡員	○災害対応を行う上で、連絡調整を確実かつ円滑に行うため、県市町村間の連絡窓口となること。 ○連絡調整する業務の知識を有するなど役割に適した職員を派遣する。（例えば、自衛隊の派遣要請を行った市町村と県との連絡調整を確実にを行うために県統制部から派遣される災害対策課の職員等）	県災害対策本部（本庁）

## 第1章 総論

### (4) 国現地災害対策本部の設置

○国は、必要に応じて、東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区）または、県庁内に国現地災害対策本部を設置する。（事前想定場所：新庁舎第5A会議室）。

○有明の丘地区に国現地災害対策本部が設置される場合には、県は連絡員を派遣する。

### (5) 現地での情報収集

○県が的確な対応をするためには、より正確な被災状況の把握が必要である。そして、被害状況の把握は、他機関から提供された情報では限界がある。

○そこで、県災害対策本部、県現地災害対策本部は、必要に応じて安全性等に十分配慮しつつ可能な範囲で現地における情報収集をする。

## 第1章 総論

### 3 関係機関との通信体制

#### (1) 通信手段

○県、関係機関は、通信の目的、使用可否等を考慮し最適な通信手段をとる。

名称	概要	主な利用方法
県防災行政通信網 (有線系、衛星系、移動系)	○災害時に輻輳等の影響を受けずに重要な情報を迅速かつ確実に伝達することを目的として整備された専用の通信環境 ○専用の有線回線と有線回線のバックアップや車両に設置する衛星回線も一部整備している ○音声（一斉伝達・通話）・FAX（自動・手動）の通信が可能（一部映像の通信も可能）	○気象予警報、地震情報、災害時における災害情報の伝達 ○市町村、防災関係機関等からの被害情報の収集 ○市町村等への応急対策に必要な指示 ○自衛隊への応援要請等
公衆電話回線（N T T固定電話、携帯電話等）	○一般的な電話回線 ○災害時には輻輳等により使用不能になる可能性が高い ○県機関には災害時発信規制を受けない災害時優先電話を一部配備している	○主要な通話手段（使用可能な場合）
衛星携帯電話	○衛星回線を利用する携帯電話	○公衆電話回線が使用不可能な状況における通話手段
行政情報ネットワーク	○行政機関専用 ○データ通信が可能なネットワーク	○行政機関相互の主要なデータ通信手段（使用可能な場合）
インターネット	○一般的なインターネット回線	○行政機関以外との主要なデータ通信手段（使用可能な場合）
中央防災通信網	○国が国の機関、都道府県に配備する専用の通信網 ○映像、音声、FAX 通信が可能	○国、都道府県間の通信手段

#### (2) 通信手段の被害確認

○防災行政通信網は、運用状態を常時監視することにより、被害状況を確認する。

○その他通信手段は、職員が各機器の運用確認をすることにより、被害状況を確認する。

#### (3) 通信手段の復旧

○保守業者及び関係機関と連携するとともに、必要に応じ、職員又は保守業者を現場に派遣し、早期復旧を図る。

## 第1章 総論

### 4 拠点について

#### (1) 主な拠点の定義

分類※	機能※	主な候補地
進出拠点 第3章関連	広域応援部隊等が被災地に移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国計画の施設（資料参照）</li> <li>・災害活動中央基地</li> <li>・広域防災活動拠点</li> </ul>
救助活動拠点 第3章関連	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、被災地方公共団体があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国計画の施設（資料参照）</li> <li>・災害活動中央基地</li> <li>・広域防災活動拠点</li> <li>・広域防災活動備蓄拠点</li> <li>・広域応援活動拠点</li> <li>・ヘリコプター臨時離着陸場</li> </ul>
航空搬送拠点 第4章関連	広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、SCUが設置可能なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国計画の施設(海上自衛隊厚木航空基地)</li> </ul>
広域物資輸送拠点 第5章関連	国等から供給される物資を被災都県が受入れ、各市区町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための拠点であって、当該都県が設置するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国計画の施設（資料参照）</li> <li>・災害活動中央基地</li> <li>・民間団体の施設</li> </ul>
地域内輸送拠点 第5章関連	県等が送り出す物資を受入れ、避難所に向けて送り出すための拠点であって市区町村が設置する地域内輸送拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が計画する施設（資料参照）</li> <li>・広域防災活動拠点</li> <li>・民間団体の施設</li> </ul>
海上輸送拠点 第3,5章関連	人員、物資、燃料、資機材等を海上輸送するために想定する港湾であって、耐震性及び機能性が高いもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資受入港</li> </ul>

※首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画に準拠

#### (2) 拠点の実効性確保

○県、市町村は平時から拠点候補地の充実に努める。

○県、市町村は選定する施設について、平時から災害時の拠点の利用に必要な情報を収集・整理し、関係機関と共有しておく。

## 第2章 緊急輸送ルート等

### 第2章 緊急輸送ルート等

本章では、大規模災害時において発災直後から部隊等の広域的な移動など人命の安全確保を主眼とした全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、緊急輸送ルート等の確保についての計画を定める。

なお、詳細な手順等は別に「神奈川県緊急輸送道路管理マニュアル」で定める。

#### 1 要旨

##### (1) 緊急輸送ルート等確保の基本的な考え方

###### ア 道路情報の収集・共有

○大規模地震発生時において、道路の管理者は、その管理する道路のパトロールを実施する。

○県（県土整備部）は、自ら収集した情報及び各道路の管理者から連絡された情報等を神奈川県広域道路情報として取りまとめる。

○県（県土整備部）は関係機関等へ神奈川県広域道路情報を共有する。

###### イ 確保優先順位の調整

○県（県土整備部）は、県（統制部）、県警察、道路の管理者と調整し、優先順位を策定する。

###### ウ 道路啓開・応急復旧等の措置

○道路の管理者、県警察は、緊急通行車両等の通行を確保するため関係機関等と連携し、道路啓開、応急復旧等を行う。

##### (2) 主な用語の定義

###### ア 緊急輸送ルート

（資料 緊急輸送ルートの路線及び区間）

○全国からの応援部隊や緊急物資輸送車両等の広域的な移動を確保するとともに、甚大な被害が見込まれる地域及び防災拠点に到達し、活動を確保するために、都道府県地域防災計画で定める緊急輸送道路を踏まえ、国土の骨格をなす幹線道路である高速道路、主要国道を中心に、必要に応じて都道府県等が管理する道路も含め、選定したネットワーク。

○緊急輸送ルートとして定められる道路は、全国から被害が甚大な地域及び防災拠点に到達し、活動するための必要最低限のルート。

○国計画で定める。

###### イ 緊急輸送道路

（資料 緊急輸送道路一覧表、緊急輸送道路ネットワーク計画図）

○地震等の大規模災害発生直後から救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行うため、道路の管理者が事前に指定する路線。

○県地域防災計画で定める。

○神奈川県の緊急輸送道路は、異常事態発生後の利用特性により次の2種類に区分される。

## 第2章 緊急輸送ルート等

### 【第1次緊急輸送道路】

・高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で、緊急輸送の骨格をなす路線。

### 【第2次緊急輸送道路】

・第1次緊急輸送道路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線。

## ウ 緊急交通路

(資料 緊急交通路指定想定路、緊急通行車両の事前届出・確認事務の概要)

○大規模地震等発生時において県公安委員会が指定する路線。指定された路線は通行の禁止、制限の交通規制を受ける。

○緊急交通路の指定想定路線は県地域防災計画で定める。

※ア、イ、ウは重複する場合がある。例えば東名高速道路はア、イ、ウすべてに該当。

### (3) ルート確保の優先順位（基本的な考え方）

○以下の優先順位を念頭に活動する。なお、災害時の状況等により柔軟に対応を要する。

- ① 緊急輸送ルート
- ② 緊急輸送ルートから各防災拠点、災害拠点病院など重要な拠点へのアクセスルート
- ③ ①②以外の第1次緊急輸送道路
- ④ ①②③以外の第2次緊急輸送道路
- ⑤ その他の道路

※ ①②については、緊急輸送道路に指定されている場合がある。

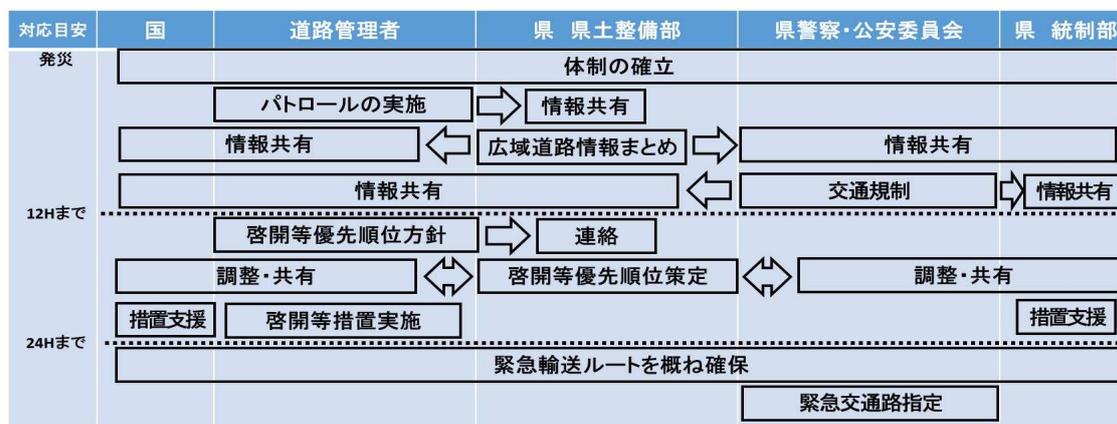
### (4) 国・県・市町村等の主な役割

主体	主な役割
道路の管理者（国、県、市町村、道路公社等道路を管理する団体）※港湾道路、緊急河川敷道路の管理者含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>○管理道路のパトロール</li> <li>○道路啓開・復旧に関する優先順位の方針を策定</li> <li>○管理道路の啓開、応急復旧等、道路機能の確保</li> </ul>
県警察及び県公安委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急通行車両等の通行を確保するために必要な交通規制措置</li> <li>○緊急交通路の指定</li> <li>○緊急通行車両確認標章の交付</li> </ul>
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広域的見地からの調整</li> <li>○道路啓開や災害復旧の代行制度を活用した支援</li> </ul>
県災害対策本部（県土整備部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○神奈川県広域道路情報の取りまとめ</li> <li>○道路啓開・復旧に関する優先順位の調整及び策定</li> <li>○調整会議の場における調整</li> </ul>
県災害対策本部（統制部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者の救出救助を行う自衛隊、警察、消防や支援</li> </ul>

## 第2章 緊急輸送ルート等

	物資輸送事業者等への道路情報の提供。 ○自衛隊への道路啓開等協力要請の窓口 ○緊急通行車両確認標章の交付
--	--

### (5) 発災直後からの主なタイムライン



## 2 県災害対策本部、関係機関の体制確立

### (1) 組織体制

- 県災害対策本部を設置する事象が発生した場合、直ちに以下の体制をとるものとする。
- ・県災害対策本部県土整備部（新庁舎12F、11F水防室）を設置する。
  - ・道路の管理者は、それぞれの設置基準に基づき、災害対策本部（支部）を設置する。
  - ・県災害対策本部と道路の管理者はそれぞれの災害対策本部（支部）の設置状況、所在、最も有効な連絡手段及び連絡先等を相互に連絡する。

### (2) 主な関係機関との連絡手段

- 情報連絡にあたっては、電子メールを第一に活用するものとし、使用できない場合にはFAXを使用し、書面による連絡を原則とする。

## 3 道路等情報の収集、共有

### (1) 道路の管理者による道路パトロールの実施

- 大規模地震発生時において、道路の管理者は、その管理する道路のパトロールを実施する。

### (2) 道路の管理者相互の共有、県（県土整備部）への連絡

- 道路の管理者は、道路パトロール等により把握した次の情報を、道路の管理者相互で共有し、また、県（県土整備部）へ連絡する。

#### 【連絡内容】

発災時～被害状況判明時	応急対策時～復旧対策時
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部（支部）の設置状況及び体制、通信回線等の確保状況</li> <li>・所管道路施設の被害状況（路線名、区間、場所、被災施設名（橋梁・トンネル名）、被害の</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災施設の応急復旧又は本復旧の状況及び見通し</li> <li>・他機関に対する支援・応援要請</li> <li>・道路交通情報（通行止、迂回路の解除又は</li> </ul>

## 第2章 緊急輸送ルート等

具体的内容・規模等) ・道路交通状況（通行止、迂回路等) ・二次災害関連情報	変更等) ・対策本部の体制変更または廃止
--	-------------------------

### (3) 県（県土整備部）による取りまとめ及び共有

#### ア 神奈川県広域道路情報の取りまとめ

○県（県土整備部）は、自ら収集した情報及び各道路の管理者から連絡された情報から、被害箇所、通行止区間、迂回路、被災施設の応急復旧又は本復旧の状況及び見通し等を神奈川県広域道路情報として取りまとめる。

#### イ 関係機関等との共有

○県（県土整備部）は、道路の管理者、国、県（統制部）、県警察等の関係機関等に神奈川県広域道路情報を提供、報告するとともに、関係機関等から情報を収集する。

## 4 道路啓開、応急・復旧、交通規制の優先順位の調整

### (1) 道路啓開、応急・復旧優先順位の策定

○道路の管理者は、道路・港湾に関する被災状況、応急復旧の見込み、緊急交通路指定状況等を考慮して、道路啓開・復旧に関する優先順位の方針を策定し、県（県土整備部）へ連絡する。

○県（県土整備部）は、優先順位の方針を取りまとめ、県（統制部）、県警察、道路の管理者と調整し、優先順位を策定する。

### (2) 調整会議の実施

○被害が甚大で広範囲に及ぶ場合については、県（県土整備部）は、啓開・復旧等に関する関係者の招集を要請し、県の被災地域全体に関する緊急輸送道路の啓開・復旧の優先順位について調整を行う。（以下「調整会議」という）

○調整会議においては、必要に応じ、国（横浜国道事務所）が、神奈川県周辺地域を含めた広域的な見地から、各道路の管理者間の総合調整について助言する。

## 5 道路啓開、応急・復旧、交通規制の実施

### (1) 交通規制の実施

○県警察は、緊急通行車両等の通行を確保するため、車両の流入禁止規制や一般車両の通行を禁止するなどの必要な交通規制を行う。

○交通規制の実施について要請があった場合、各道路の管理者は、被災地域の早期復旧の後方支援として可能な限りその資機材・人員を充て、協力する。

### (2) 緊急交通路の指定

○県公安委員会は、必要に応じて緊急交通路の指定をする。

○県警察、県は緊急通行車両確認標章の交付を行う。

## 第2章 緊急輸送ルート等

### (3) 道路啓開、応急・復旧の実施

○道路の管理者は、その管理する道路について、効果的な障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を行い、道路機能の確保を行う。

## 6 関係機関との連携

### (1) 道路の管理者の相互連携

○道路の管理者は復旧のための備蓄資機材・車両の提供、職員の派遣、代行応急措置等の相互応援を行う。

○被害が甚大で広範囲に及ぶ場合については、道路の管理者間の応援要請は、調整会議の場において県（県土整備部）が調整する。

### (2) 国との連携

○国は重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

○国は道路上の障害物の除去、除去した障害物の仮置場への運搬等複数の機関が協力して措置する必要がある事項については、国現地対策本部で必要に応じ協議をするなど防災関係機関が協力して必要な措置をとる。

### (3) 県警察との連携

○道路の管理者と県警察は、密接に連携して道路啓開を迅速に行い、道路機能の早期回復を図るものとする。

### (4) 自衛隊との連携

○道路に関する自衛隊の応援要請は、原則として県（統制部）を通じて行う。

○道路の管理者は、自衛隊から、道路の復旧等に関し、工法の検討、資機材の提供等の要請を受けた場合は、速やかに協力する。

### (5) 災害時の応急復旧協定会社

○道路の管理者は、道路啓開・復旧作業に充てようとする応急復旧協定会社が重複する場合、又は、道路の寸断等で充てられる協定会社が限られている場合は、優先して啓開する路線にその協定会社を充てるよう調整する。

○被害が甚大で広範囲に及ぶ場合については、道路の管理者間の重複する協定会社は、調整会議の場において県（県土整備部）が調整する。

## 7 その他

### (1) 広報

○国及び県は、一般車両の通行禁止等について、広く国民に協力を要請する。

### (2) 港湾、河川等の利用

○国及び県は、地震被害により道路が寸断されるなど、陸路による移動や輸送が困難な場合、海上輸送拠点に指定された港湾や緊急用河川敷道路、緊急用船着場など河川の活用を検討

## 第2章 緊急輸送ルート等

する。

○上記の活用に備えて、発災直後から河川管理者や港湾管理者は、緊急用河川敷道路、緊急用船着場や海上輸送拠点に指定された港湾の点検を行う。

### 第3章 救助・救急、消火活動等

### 第3章 救助・救急、消火活動等

本章では、救助・救急、消火活動等に係る計画を定める。なお、詳細は県災害対策本部（統制部）各班のマニュアル等による

#### 1 要旨

##### (1) 基本的な考え方

○大規模地震等発生時には、消防・警察・自衛隊などの県内に所在する被災地内部隊が速やかに救助・救急、消火活動等を行う。これらの活動の支援等のため、国は被災管内の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を最大限動員する。

○それに加え、全国からの「緊急消防援助隊」、「警察災害派遣隊」、「自衛隊の災害派遣部隊」及び「TEC-FORCE」（以下「広域応援部隊」という。）が活動を行う。

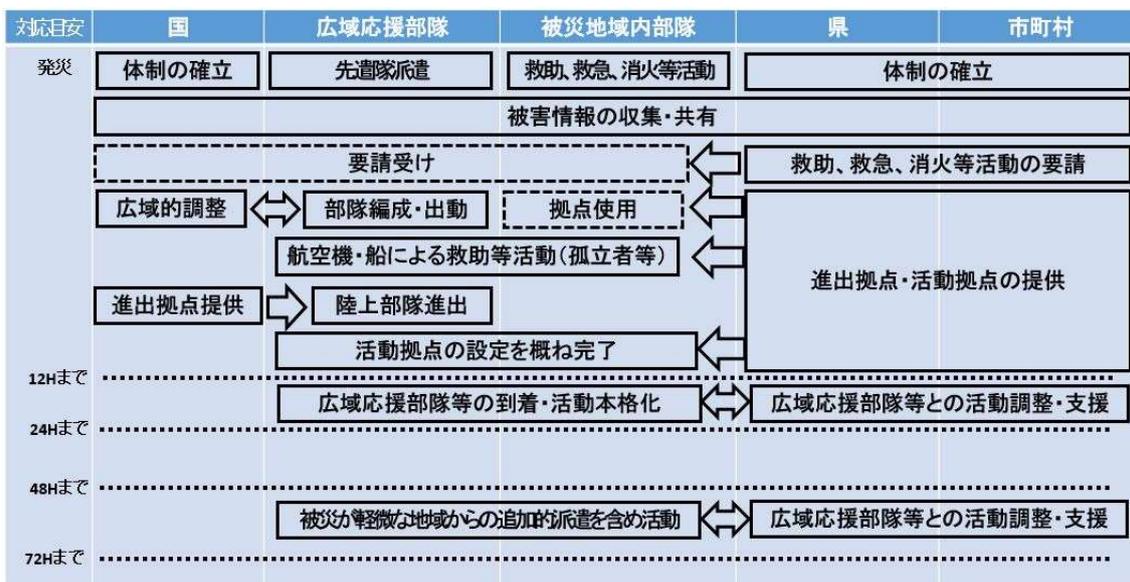
○県、市町村をはじめとした被災地内の防災関係機関は、全国から派遣される広域応援部隊が円滑に活動できるよう必要な支援・調整を行う。

##### (2) 計画実施主体の主な役割

主体	主な役割
消防・警察・自衛隊	○救助、救急、消火活動等の実施
国	○広域応援部隊の派遣 ○広域応援部隊の進出拠点（陸上）の確保 ○県域を超える広域応援部隊の活動調整
県災害対策本部 （統制部）	○市町村の被災状況、応援ニーズ等広域応援部隊の活動に必要な情報の把握 ○各種拠点の把握・確保 ○消防・警察・自衛隊への要請 ○消防・警察・自衛隊との活動調整、活動支援調整（県域レベル）
県現地災害対策本部	○市町村への連絡員の派遣及び連絡員を通じた情報収集 ○広域防災活動（備蓄）拠点の確保と運営
市町村	○地域の被災状況、応援ニーズ等、広域応援部隊の活動に必要な情報の報告 ○広域応援活動拠点の確保と運営 ○消防・警察・自衛隊との活動調整と活動支援調整（市町村域レベル）

### 第3章 救助・救急、消火活動等

#### (3) 発災直後からの主なタイムライン



## 2 県災害対策本部の体制の確立

### (1) 県庁の体制（県（統制部）の設置）

○県（統制部）は、救助・救急、消火活動等に必要な情報の把握、関係機関との調整を円滑に行うため、県庁第二分庁舎7F 指令情報室の県（統制部）に次の体制を構築する。

#### 【県（統制部）の主な班編成】

班の名称	主な役割
指令調整班	○県内の救助・救急、消火活動等に係る情報の把握 ○他班に属さない救助・救急、消火活動等に係る各種調整
消防調整班	○県内の消防に係る総合調整を行う消防活動調整本部の設置
航空機運用調整班	○県内における航空機運用の全体調整
保健医療調整本部※	○県内における保健医療救護の全体調整

※保健医療調整は、組織上は災害対策本部統制部ではなく、健康医療部に属するが、救出救助等の迅速な調整を要するため、県庁第二分庁舎7F 指令情報室で業務を行う。

### 第3章 救助・救急、消火活動等

#### (2) 関係機関から県庁への連絡員派遣等

##### 【関係機関等から県（統制部）へ派遣される連絡員等】

派遣元機関（機関の窓口）	連絡員等の役割概要
消防（消防庁、代表消防機関等及び被災地の消防本部等※） ※消防活動調整本部の構成員	○消防活動調整本部の構成員 ○航空機運用調整
警察本部（危機管理対策課、航空隊）	○警察との調整窓口 ○航空機運用調整
自衛隊（地方協力本部：横浜市中区山下町） 陸上自衛隊（東部方面混成団：横須賀市御幸浜） 海上自衛隊（横須賀地方総監部：横須賀市西逸見町） 航空自衛隊（第1高射群第2高射隊：横須賀市御幸浜）	○自衛隊との調整窓口 ※自衛隊の調整窓口は、災害の規模、時間の変化とともに流動的に変化する点に留意する。ここでは、発災当初の窓口を示している。
海上保安庁（第三管区海上保安本部）	○海上保安庁との調整窓口
他都道府県のドクターヘリ運用者	○ドクターヘリ運用調整の窓口
県（県土整備部）連絡員	○道路状況、二次災害に係る情報の提供
国土交通省（関東地方整備局）	○TEC-FORCE との調整窓口
気象庁（横浜地方気象台）	○気象情報提供

○自衛隊は、必要に応じて県庁内に現地指揮・連絡所を設置する。（事前想定場所：本庁舎3階大会議場）

#### 3 消防、警察による発災後即時の活動

- 県内の消防、警察は発災後速やかに諸活動を行う。
- 県（統制部）、市町村は、以下に記載する内容のとおり消防、警察の活動を支援する。

#### 4 被害状況の把握、予測

- 県（統制部）は、県現地災害対策本部と連携し、市町村から被災状況や市町村の応援要請ニーズ等の情報収集を行う。
- 大規模災害発生時、発災当初は被害情報の収集が困難なことが想定される。必要な情報が収集できない場合は、震度分布、被害想定等を活用し、被害の予測を行う。
- 県、市町村、消防、警察本部、自衛隊等関係機関は、被害状況に係る情報を随時共有する。

#### 5 広域応援部隊の派遣要請

##### (1) 被災情報の収集と派遣要請

- 県（統制部）は、災害対策本部長（知事）の判断により、広域応援部隊の派遣を要請する。

### 第3章 救助・救急、消火活動等

○県（統制部）は、国計画における部隊毎の進出計画を念頭に、国、広域応援部隊の連絡員などを通じて、広域応援部隊の進出の状況や派遣計画を把握し、市町村へ伝達する。

#### 6 活動等拠点の確保

（資料 各種拠点一覧等）

##### (1) 進出拠点の確保

○国、県（統制部）は広域応援部隊の進出拠点を確保（使用可否を確認し、管理者に使用承諾を得る）する。

##### (2) 救助活動拠点の確保

○県（統制部）及び市町村は、国計画を踏まえ、救助活動拠点の候補地を確保する。

○県（統制部）は、事前に候補とした選定した場所に限らず、広域応援部隊にとってより適切な拠点を確保する。

##### (3) 拠点の情報集約

○県（統制部）は、進入可能ルート、ライフラインの被災状況等の拠点到る情報を集約し、関係機関等と随時共有する。

#### 7 広域応援部隊の活動調整

##### (1) 応急対策活動方針の策定

○県（統制部）は、県内の被害状況等の情報をもとに重点的な対処地域や対処方策などを定める応急対策活動方針を策定する。

○救助・救急、消火活動等に係る関係機関は、応急対策活動方針を踏まえつつ各機関のそれぞれの指揮系統により活動を行う。

##### (2) 県災害対策本部における活動調整会議等

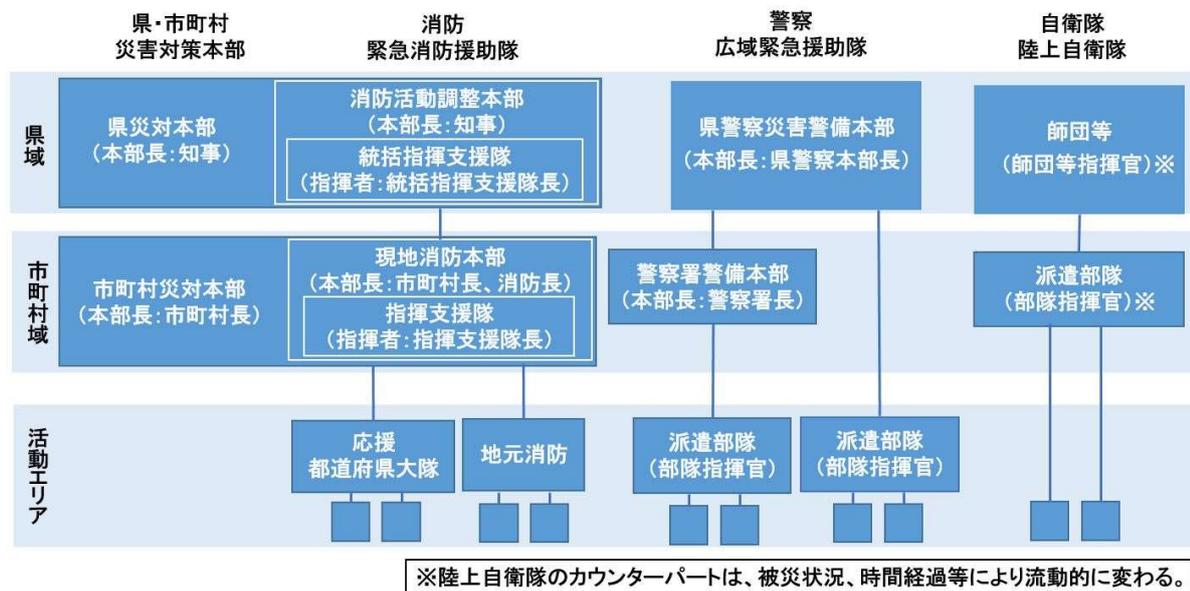
○県（統制部）は、救助・救急、消火活動等に係る関係機関の連絡員等による活動調整会議を開催し、効果的な救助・救急、消火活動等のため活動調整を行う。

##### (3) 災害現場の合同調整所

○災害現場で活動する警察、消防及び自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段、救難情報等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する TEC-FORCE 及び災害医療派遣チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

### 第3章 救助・救急、消火活動等

【活動調整レベルのイメージ図】



※県域、市町村域の活動調整は、県、市町村災害対策本部で実施する。

#### 8 広域応援部隊の活動支援

○県は市町村と連携し、広域応援部隊の連絡員を通じ、また活動調整会議等で要請があった場合には、庁内関係部署や市町村等と連携し物資、資機材、燃料の提供、道路啓開など、可能な限りの活動支援を行う。

※活動支援は第2章緊急輸送ルート等、第5章物資調達、第6章燃料・ライフライン対策の内容に準じて行う。

#### 9 航空機の運用調整

##### (1) 重視する航空機の運用

○航空機運用にあたっては、次の運用を重視する。

- ・被害状況が確認されていない地域（情報空白域）に対する情報収集
- ・陸路到達困難地域での空からの救出救助・消火活動のための航空機の配分
- ・人命救助のための部隊の輸送及び DMAT 参集のための航空機の活用
- ・医療搬送のための航空機の活用を重視する。

##### (2) 航空機運用調整

○県（統制部）は、航空機を有効適切に活用するため、上記(1)に掲げる運用その他各種活動支援のための航空機の運用に関し、各機関と連携して必要な調整を行う。

○広域医療搬送や陸路到達困難地域での大規模な空からの救出救助・消火活動など、都県域を超えて国レベルでの航空機の運用を行う必要がある場合には、国が主体となって調整を行う。

### 第3章 救助・救急、消火活動等

○県（統制部）は、救助・救急活動の円滑な実施のため必要があると判断した場合は、実動部隊と協議の上、行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機、重機等による騒音の発生を禁止するサイレントタイムの設定を行い、飛行自粛の要請等必要な措置を講じるものとする。

○無人航空機（ドローン）を運用する機関は、目的、飛行ルート、日時、運用者、緊急連絡先等を明らかにしたうえで、県（統制部）を通じて航空機を運用する機関と調整を行う。

## 第3章の2 緊急消防援助隊に係る特記事項

### 第3章の2 緊急消防援助隊に係る特記事項

#### 1 緊急消防援助隊の主な活動

部隊名称	活動内容	
指揮支援部隊 (指揮支援部隊長)	ヘリコプター等で迅速に現地に展開し、被災状況の把握、消防庁との連絡調整、現地消防機関の指揮支援を行う	
都道府県大隊 (都道府県大隊長)	都道府県大隊指揮隊	都道府県大隊を統括し、その活動管理を行う
	消火小隊	大規模火災発生時の延焼防止等消火活動を行う
	救助小隊	高度救助用資器材を備え、要救助者の検索、救助活動を行う
	救急小隊	高度救命用資器材を備え、救急活動を行う
	後方支援小隊	各部隊の活動支援をするために、給水設備等を備えた車両等により必要な輸送・補給活動を行う
	通信支援小隊	通信の確保等に関する支援活動を行う
	特殊災害小隊	毒劇物等災害、大規模危険物火災等特殊な災害に対応するための消防活動を行う
	特殊装備小隊	水難救助隊、遠距離大量送水隊等特殊な装備を用いて消防活動を行う
水上小隊	消防艇を用いて消防活動を行う	
航空部隊	消防防災ヘリコプターを用いて消防活動を行う	

#### 2 派遣要請・調整

○市町村長から応援要請を受けた知事は、災害規模、被害状況及び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、消防庁長官へ応援要請を行う。

○県（知事）は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、消防応援活動調整本部を県庁第二分庁舎7階統制部室に設置する。

#### 3 その他

○消防庁、消防応援活動調整本部、各消防本部、消防隊等において、消防・救急活動の情報伝達、指揮、連絡等を行なうため「消防救急デジタル無線」等を使用する。

### 第3章の3 警察災害派遣隊に係る特記事項

### 第3章の3 警察災害派遣隊に係る特記事項

#### 1 警察災害派遣隊の主な活動

○警察災害派遣隊は、大規模災害発生時等に直ちに派遣され、原則として、被災地の支援を受けることなく自活して活動する即応部隊と、大規模災害発生時等から一定期間が経過した後長期間にわたり派遣される一般部隊とで構成し、被災者の救出救助、緊急交通路の確保、検視、行方不明者の捜索、治安の維持等の活動を行うものとする。

#### 【警察災害派遣隊の構成及び活動内容】

部隊名	活動内容	
即 応 部 隊	広域緊急援助隊警備部隊	被災者の救出救助
	広域緊急援助隊交通部隊	緊急交通路の確保
	広域緊急援助隊刑事部隊	検視、身元確認等
	広域警察航空隊	被災実態の把握、部隊輸送、被災者等の捜索救助等
	緊急災害警備隊	救出救助、行方不明者の捜索、避難所等の警戒等
	機動警察通信隊	警察通信の確保
一 般 部 隊	特別警備部隊	被災者の捜索、警戒警ら
	特別生活安全部隊	相談対応
	特別自動車警ら部隊	車両によるパトロール
	特別機動捜査部隊	初動捜査
	身元確認支援部隊	身元確認の資料収集
	特別交通部隊	交通整理・交通規制
	情報通信支援部隊	通信施設の復旧
支援対策部隊	補給・受援	

#### 2 派遣要請・調整

○県公安委員会は、災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、警察庁に対し警察災害派遣隊の派遣を要求する。

○神奈川県警察本部は、警察庁等と派遣期間、活動場所、派遣人員、活動内容等の派遣に係る事項の調整を行う。

### 第3章の4 自衛隊に係る特記事項

#### 第3章の4 自衛隊に係る特記事項

##### 1 自衛隊（災害派遣部隊）の主な活動

活動内容	具体的活動の例示
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	勧告等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、移送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消火	林野火災等に対するヘリコプターによる空中消火の実施等、消防機関に協力して、対応可能な消火活動を行う。
道路又は水路の応急復旧	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去等の応急復旧に当たる。
応急医療、救護及び防疫（入浴を含む）	被災者に対し、応急医療、救護及び入浴支援等の防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師及び災害対策関係者その他救援活動に必要な人員並びに救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を行う。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付又は譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

##### 2 派遣要請・調整

○知事は、市町村長から災害派遣要請の要求（災害対策基本法 68 条の2 第1項）により、または市町村長の要請を待たず自ら派遣要請する（自衛隊法 83 条 1 項）。

○知事は、要請にあたって次の事項を明らかにする（自衛隊法施行令 106 条）。

【明らかにすべき事項】

### 第3章の4 自衛隊に係る特記事項

- ・ 災害の情况及び派遣を要請する事由
- ・ 派遣を希望する期間
- ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ・ その他参考となるべき事項

○ 県は、自衛隊からの依頼があった場合、県庁内（本庁舎3階大会議場）に、自衛隊の指揮・連絡所を確保し、庁舎屋上へのアンテナ等の通信設備の設置等に協力する。

## 第4章 保健医療救護

### 第4章 保健医療救護

本章では、保健医療救護に係る計画を定める。なお、詳細は「神奈川県保健医療救護計画」による。

#### 1 趣旨

(資料 災害拠点病院一覧)

- (1) 大規模災害時には、建物倒壊、火災等による多数の負傷者の発生、医療機関の被災に伴う多数の要転院患者の発生により、医療ニーズが急激に増大すると想定される。そこで、高度の診療機能を有し、耐震構造の施設、必要な設備・備蓄を備えた災害拠点病院などの医療資源を最大限活用する必要がある。
- (2) このため、全国から災害派遣医療チーム（DMAT<sup>1</sup>）をはじめとする医療チームによる応援を迅速に受入れ、膨大な医療ニーズに対応できるよう、災害拠点病院を中心に被災地内の医療体制を確保する必要がある。あわせて、被災地内の地域医療搬送及び被災地内で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し治療する広域医療搬送を実施する必要がある。これらの実施手順及び各防災関係機関の役割を定める。

#### 2 保健医療調整本部の役割

- ① 県災害対策本部に保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部を設置する。また、保健医療調整本部に被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う県災害医療コーディネーター<sup>2</sup>及び災害時小児周産期リエゾン<sup>3</sup>を配置する。さらに、保健医療調整本部及び保健福祉事務所の指揮調整機能等の応援のために、必要に応じて災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT<sup>4</sup>）の応援

---

<sup>1</sup> DMAT（Disaster Medical Assistance Team）：災害派遣医療チーム。災害の発生直後の急性期に活動を開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた医師、看護師、業務調整員で構成するチーム。病院支援や、トリアージ・緊急医療等の現場活動等を行う。

<sup>2</sup> 災害医療コーディネーター：災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、都道府県により任命された者。都道府県に配置される者を都道府県災害医療コーディネーター、保健所又は市町村に配置される者を地域災害医療コーディネーターという。

<sup>3</sup> 災害時小児周産期リエゾン：災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療調整本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都道府県により任命された者。

<sup>4</sup> DHEAT（Disaster Health Emergency Assistance Team）：災害時健康危機管理支援チーム。災害発生時に被災地地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する応援派遣チーム。

## 第4章 保健医療救護

要請を行う。

- ② 医療機関に対し、DMAT等の派遣を要請する。また、必要に応じて非被災都道府県、厚生労働省、文部科学省及び国立病院機構等に対し、DMAT等の派遣を要請する。
- ③ DMAT等の医療活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）を確保し、迅速に必要な資器材を準備し設営するなど、各活動場所の運営を行う。また、参集拠点についても同様とする。なお、航空搬送拠点については、確保結果を緊急災害対策本部<sup>5</sup>に報告する。
- ④ 厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、国立病院機構及び地域医療機能推進機構に対し、区域外の医療施設における広域後方医療活動<sup>6</sup>を要請する。
- ⑤ E M I S<sup>7</sup>等を用いて、医療機関の状況を把握し、その医療活動の継続、患者等の避難に必要な支援を行う。
- ⑥ 医薬品等が円滑に供給されるよう、発災後速やかに医薬品等の取扱業者の被害状況を把握するとともに、関係機関との連携を図り、協定に基づき医薬品等の調達に努める。
- ⑦ 広域後方医療活動の実施に必要な措置を現地対策本部<sup>8</sup>に要請する。
- ⑧ 被災都道府県内の医療機関から航空搬送拠点までの患者等の輸送を実施する。
- ⑨ 避難所等の衛生状態や地方公共団体職員の被災状況などについて、県保健福祉事務所が設置する地域災害医療対策会議<sup>9</sup>、県内自治体の災害対策本部等を通じて、必要な

---

5 緊急災害対策本部：厚生労働省、文部科学省、防衛省（防衛医科大学校病院、各自衛隊病院）、日本赤十字社及び国立病院機構等（以下「医療関係機関」という。）の行うDMAT等の派遣、防衛省、国土交通省、海上保安庁及び消防庁の行うDMAT等の輸送、広域医療搬送の実施について総合調整を行う。また、被災都道府県の要請に基づき、広域医療搬送の実施を決定する。ただし、当分の間、被災都道府県の要請がない場合であっても、緊急の必要があると認めるときは、広域医療搬送の実施を決定する。

6 広域後方医療活動：被災地外において被災地の患者を受入れて行う医療活動。

7 E M I S（Emergency Medical Information System）：広域災害救急医療情報システム。災害時に被災した都道府県を越えて、医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供する情報システム。

8 現地対策本部：被災都道府県からの要望について取りまとめ、緊急災害対策本部に報告する。航空搬送拠点の確保等について、必要に応じて、都道府県、指定地方行政機関等との調整を行う。大規模地震発生直後における医療活動の空白、偏在を把握し、必要に応じて、医療活動のための輸送に関する調整等を行う。被災都道府県内における広域医療搬送が必要な患者等の発生状況を把握し、緊急災害対策本部に随時報告する。

9 地域災害医療対策会議：県は、平時には災害時医療救護に関する活動・訓練のあり方等の検討を行い、災害発生時にはその地域における医療救護活動の本部機能を担う地域災害医療対策会議を原則として二次保健医療圏ごとに設置する。当該会議は、郡市医師会、地域歯科医師会、地域薬剤師会、災害拠点病院等の医療関係者、地域災害医療コーディネーター、市町村（政令指定都市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町を除く。）消防等の行政関係者等で構成し、事務局は県保健福祉事務所が担い、県保健福祉事務所長を座長とする。政令指定都市及び藤沢市、茅ヶ崎市は、管轄区域単位で地域災害医療対策会議に相当する会議を設置するものとし、県の地域災害医療コーディネーターに相当する

## 第4章 保健医療救護

情報の収集を行い、協力要請の内容を把握する。当該情報に基づき、非被災都道府県に対して公衆衛生医師、保健師、管理栄養士、薬剤師等の応援派遣の要請を行い、又は厚生労働省に対して、応援派遣の調整に関する要請を行い、受入れに向けた連絡調整等を派遣元地方公共団体や市町村と行う。

### 3 発災直後のDMAT派遣

#### (1) DMATの派遣要請

- ① 発災直後、全てのDMAT指定医療機関は、厚生労働省が定める「日本DMAT活動要領」に基づき、都道府県、厚生労働省等からの要請を待たずに、DMAT派遣のための待機を行う。
- ② 保健医療調整本部は、被災市町村等からの要請に基づき、県内の神奈川DMAT指定病院に対してDMATの派遣を要請するほか、神奈川DMAT-L指定病院に対し神奈川DMAT-L<sup>10</sup>の待機、派遣準備又は派遣を要請する。
- ③ 国が緊急災害対策本部の設置を決定した段階で、直ちに、厚生労働省は非被災都道府県に、文部科学省は国立大学病院に対し、本県と連携の上、DMAT派遣を要請する。当該要請に基づくDMAT派遣は、本県が要請を行ったものとみなす。

#### (2) DMATの参集

##### ① 参集拠点

厚生労働省DMAT事務局は、厚生労働省を通じて緊急災害対策本部と調整の上、DMATの派遣要請の際に参集拠点を具体的に指示する。隣接都県から派遣されるDMATは、原則として災害拠点病院に直接参集する。

##### ② 参集拠点におけるロジスティクス支援

厚生労働省DMAT事務局は保健医療調整本部と連携して、当該参集拠点に参集したDMATの交通手段、物資・燃料、通信手段の確保、緊急輸送ルートの情報提供等を行うロジスティックチームを参集拠点に速やかに配置する。特に空路参集拠点（海上自衛隊厚木航空基地）においては、空路で参集したDMATが、具体的な活動場所までの移動手段を確保できるよう留意する。各参集拠点の管理者は、上記ロジスティックチームの配置のほか、DMATによる車両の駐車及び給油、隊員の休憩等の支援に特段の配慮を行う。

#### (3) DMATへの任務付与及び指揮

- ① 各参集拠点から本県に派遣されたDMATは、DMAT調整本部<sup>11</sup>の指示により、次

---

専門家を配置する。

<sup>10</sup> 神奈川DMAT-L：県内における災害の発生直後の急性期に活動を開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームをいう。活動の対象は県内で発生した災害に限定する。

<sup>11</sup> DMAT調整本部：「日本DMAT活動要領」において、都道府県は、災害時に被災地内のDMATに対する指揮、関係機関との活動調整を行う組織として、当該都道府県の

## 第4章 保健医療救護

のいずれかの場所に参集する。

- ・DMAT調整本部（保健医療調整本部に設置）
  - ・DMAT活動拠点本部<sup>12</sup>又はDMAT病院支援指揮所（災害拠点病院等に設置）
  - ・DMAT・SCU指揮所（海上自衛隊厚木航空基地に設置）
- ② DMAT調整本部は、本県に派遣されたDMATを指揮する。
  - ③ DMAT調整本部、DMAT活動拠点本部は、具体的な活動場所、業務等、必要な任務付与を行う。
  - ④ DMAT調整本部は、被害状況に応じて各二次保健医療圏等の単位での災害時医療活動を円滑に行えるよう、DMAT調整本部を補完するDMAT活動拠点本部を、発災後、必要な箇所に速やかに設置する。
  - ⑤ DMATの主な業務は、病院支援、地域医療搬送、現場活動、SCU<sup>13</sup>活動及び航空機内の医療活動とし、医療ニーズに応じた活動を行う。
  - ⑥ DMAT調整本部と消防応援活動調整本部<sup>14</sup>は、地域の医療機関と一体となった活動を展開できるように、被災状況に応じた医療資源の配分方針及びメディカルコントロールに係わる事項等<sup>15</sup>を共有し、医療搬送、現場活動等の密な連携を図る。

### 4 被災した災害拠点病院等の医療機能の継続・回復

- (1) 保健医療調整本部は、災害拠点病院等をはじめ、県内の全病院の被災状況及び病院支援の必要性について、EMIS等を用いて情報収集し、厚生労働省等と情報共有する。
- (2) 保健医療調整本部は、被災地において安定化処置など救命に必要な最低限の対応が可能な医療体制を確保するために、必要なDMAT等の人材、物資・燃料を供給する。供給が困難な場合、保健医療調整本部は現地対策本部等を通じて支援を要請する。
- (3) 医薬品、医療資器材等の輸送については、調達依頼を受けた事業者等が自ら医療機関までの輸送手段を確保することを原則とする。なお、自ら輸送手段を確保できない場合は、「第5章 物資調達」に定めるところに準ずる。

---

災害対策本部内にDMAT都道府県調整本部を設置することとしている。

<sup>12</sup> DMAT活動拠点本部：「日本DMAT活動要領」において、DMAT都道府県調整本部は、災害拠点病院等から適当な場所を選定し、必要に応じて複数個所のDMAT活動拠点本部を設置し、管内のDMAT活動方針の策定、参集したDMATの指揮及び調整を行わせることとしている。

<sup>13</sup> SCU (Staging Care Unit)：航空搬送拠点臨時医療施設。航空機での搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、被災地及び被災地外の航空搬送拠点に、広域医療搬送や地域医療搬送に際して設置されるもの。

<sup>14</sup> 消防応援活動調整本部：一の都道府県の区域内において災害発生市町村が二以上ある場合において、緊急消防援助隊が消防の応援等のため出動したときは、当該都道府県の知事は、消防応援活動調整本部を設置するものとされている。（消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の2）

<sup>15</sup> メディカルコントロールに係わる事項等：救急隊が救急活動時に使用するプロトコル、災害時に特定行為の指示を受ける体制、傷病者の搬送先選定の調整方法等のこと。

## 第4章 保健医療救護

- (4) 被災地内の医療機関は、施設、設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、EMIS等を用いて自施設の被害状況を報告し、ライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行うものとする。被災地内の医療機関は、患者の急増等に対応するため、EMIS等を用いて相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。被災地内の災害拠点病院は、応急用資器材の貸し出し等、被災地内の他の医療機関に対し必要な支援を行う。
- (5) DMATの活動に必要な移動は、原則、車両による自力移動とする。保健医療調整本部は、陸路による移動が困難な場合、統制部航空機運用調整班と連携して、防災関係機関の航空機（消防防災ヘリ、海上保安庁や自衛隊の航空機等）及びドクターヘリと調整し、空路移動を支援する。
- (6) 倒壊等により機能維持が困難なため、病院避難が必要と施設管理者が判断し、地域災害医療対策会議等を経由して保健医療調整本部へ報告があった場合、保健医療調整本部は、患者の避難及び搬送の支援を行う。搬送手段の確保が困難な場合、保健医療調整本部は現地対策本部等を通じて支援を要請する。

### 5 「災害拠点病院」機能の最大限の活用

- (1) 発災時には、災害拠点病院の医療機能を最大限に活用する必要がある。そのため、以下のような考え方にに基づき、被災地内外の医療機関、災害拠点病院と他の医療機関等との役割分担を行うことにより、被災地内の災害拠点病院が重症患者の収容・治療に注力できるような体制を構築する。
  - ① 被災地内の災害拠点病院は、応援のDMATを受入れ、重症患者の収容・救命治療を行う。そのため、発災後は、中等症以下の入院患者の転院等により、重症患者の収容に対応できる病床確保、医療従事者などの体制確保に努めることとする。
  - ② 災害拠点病院以外の被災地内医療機関は、中等症患者の収容・治療を行う。
  - ③ 市町村は、必要に応じ、災害拠点病院の負担軽減・本来の機能確保のため、臨時の医療救護所等を開設し、軽症患者の治療を行う体制を構築する。
  - ④ 被災地外の災害拠点病院は、容態の安定した重症患者の収容・治療を行う。また、災害拠点病院以外の医療機関は、被災地内の中等症以下の入院患者の転院収容への対応等を行う。

### 6 重症患者の医療搬送（広域医療搬送・地域医療搬送）

#### (1) 広域医療搬送・地域医療搬送の定義

##### ① 広域医療搬送

国が各機関の協力の下、自衛隊等の航空機を用いて対象患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで航空搬送する医療搬送をいう。

##### ② 地域医療搬送

## 第4章 保健医療救護

被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものを含む。）であって、広域医療搬送以外のものをいう。

### (2) 患者搬送の考え方

- ① 膨大な搬送ニーズが発生することに鑑み、国、県は相互に連携して、県の調整の下で行う地域医療搬送、国が各機関の協力の下で行う広域医療搬送を適切に組み合わせて行う。
- ② 搬送先については、より迅速かつ効率的な搬送が実施されるよう、できるだけ近傍の地域に搬送することとし、原則、県内、関東ブロック内、隣接ブロック、全国の順に搬送先を検討する。
- ③ 搬送手段については、防災関係機関の保有する航空機（消防防災ヘリ、海上保安庁や自衛隊の航空機等）、ドクターヘリ、救急車などの車両を可能な範囲内で最大限活用する。

### (3) 航空搬送拠点

#### ① 航空搬送拠点の確保・SCUの設置

保健医療調整本部は発災後、航空搬送拠点を速やかに確保し、SCUを設置する。本県の航空搬送拠点は、原則として海上自衛隊厚木航空基地とし、それ以外の場所も検討する。保健医療調整本部は、確保結果を緊急災害対策本部に報告する。

#### ② 航空搬送拠点・SCUの機能

航空搬送拠点は、基本的には周辺の災害拠点病院と一体となって、当該病院から搬送される患者をSCUにて受入れ、広域医療搬送するための拠点である。県は、このために必要なDMATその他の人材の配置、資器材・物資の配備を行う。

### (4) 広域医療搬送

#### ① 対象患者

広域医療搬送は、次に示す重症患者で、原則として、被災地外の医療施設に搬送する時間を考慮しても、生命の危険が少ない傷病者を対象として行う。

ア 集中治療管理が必要な病態、手術など侵襲的な処置が必要な内因性病態

イ 頭、胸、腹部等に中等度以上の外傷がある患者

ウ 身体の一部が家屋に挟まれた等の既往がある患者（クラッシュ症候群）

エ 全身に中等度以上の熱傷がある患者

#### ② 広域医療搬送の実施手順

ア 緊急災害対策本部は、被災状況、被災地内外の医療体制・搬送体制等を踏まえ、保健医療調整本部、現地対策本部、厚生労働省等と調整し、広域医療搬送を実施する航空搬送拠点を決定し、防災関係機関に伝達するとともに、防衛省等に対し、搬送に必要な航空機の調整を依頼する。

イ 広域医療搬送の実施にあたっては、保健医療調整本部、自衛隊、消防機関等は、必

## 第4章 保健医療救護

要に応じ、航空搬送拠点に連絡要員等を配置する。

### (5) 地域医療搬送

- ① 保健医療調整本部は、統制部各班と連携し、医療搬送等が円滑に実施できるように、市町村災害対策本部、消防本部など搬送を担う各機関とEMI S等を活用して、受入れが可能な病院等とメディカルコントロールに係わる事項等の必要な情報を共有し、調整を行う。
- ② 保健医療調整本部は、地域医療搬送のニーズの増大による搬送手段の不足に備え、患者等搬送事業者、福祉タクシー、大型バス等の民間企業の協力を得て、患者搬送の緊急度に応じた搬送手段を確保・調整する体制を構築する。
- ③ ドクターヘリの運用
  - ア ドクターヘリは、神奈川県ドクターヘリ運用要綱に沿って運用する。
  - イ 派遣されたドクターヘリは、統制部航空機運用調整班の調整の下、情報提供及び後方支援を受け、主に地域医療搬送に従事する。
  - ウ 統制部航空機運用調整班において、ドクターヘリを含め、防災関係機関のヘリコプターの安全・円滑な運用のための運航調整を行う。
- ④ ヘリコプターによる地域医療搬送
  - ヘリコプターによる地域医療搬送は、下記ア・イのほか、広域医療搬送を補完する観点から、ウのケースも考慮して行う。
  - ア 災害現場、航空機用救助活動拠点<sup>16</sup>から被災地内の災害拠点病院までの搬送
  - イ 災害拠点病院等から被災地内の航空搬送拠点・SCUまでの搬送
  - ウ 被災地内の災害拠点病院から、直接、被災地外（災害拠点病院、航空搬送拠点・SCU）に搬出する搬送

## 7 DMAT以外の医療チームの活動

- (1) DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、神奈川県医療救護班、他都道府県医療救護班、日本医師会災害医療チーム（JMAT<sup>17</sup>）等からの医療チーム派遣等の協力を得て、救護所、避難所救護センターも含め、被災地における医療提供体制を確保・継続する。
- (2) 保健医療調整本部に設置するDPAT調整本部が、災害による精神保健医療機能の低下等のため、災害派遣精神医療チーム（DPAT<sup>18</sup>）の派遣を要請した場合は、厚生

---

<sup>16</sup> 航空機用救助活動拠点：大型回転翼機が複数離発着でき、かつ、部隊の宿営、資機材の集積等が十分に行えるよう、概ね10ha以上の敷地面積を有するもの。

<sup>17</sup> JMAT（Japan Medical Association Team）：日本医師会災害医療チーム。被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療の再生を支援する災害医療チーム。

<sup>18</sup> DPAT（Disaster Psychiatric Assistance Team）：災害派遣精神医療チーム。被災

## 第4章 保健医療救護

労働省及びDPAT事務局は、この要請に基づき、非被災都道府県等に対してDPATの派遣調整等を行う。

### 8 避難所等における保健・医療・福祉サービス等の提供

- (1) 被災者に対する救護所等での医療や避難所等での健康管理だけでなく、福祉避難所における高齢者・障害者等への福祉サービスの提供も可能となるよう、保健医療調整本部において、必要な医療チーム、保健師等の保健医療活動の調整を行う。
- (2) 保健医療調整本部は、保健福祉事務所、保健所設置市の相互支援では保健医療活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、DHEATの応援要請を行う。
- (3) 被災地の医療機関の被災状況や医療チーム等の受入れ状況により、被災地内で十分な医療サービス等が受けられない場合には、必要に応じて、非被災都道府県の医療機関等に患者等を輸送するものとする。この場合の輸送方法は6. に準じて行うものとする。
- (4) 保健医療調整本部は、生活環境の変化による高齢者等の心身の機能の低下、生活習慣病の悪化、心の問題等の健康上の課題が生じることが想定されることから、看護師、保健師、管理栄養士等のチームによる個別訪問や巡回相談等の健康相談等が可能な体制を確保する。

---

地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動を支援する精神医療チーム。

## 第5章 物資調達

### 第5章 物資調達

本章では、被災した住民へ支援物資を供給するための計画を定める。なお、詳細な手順については、別に「資源配分連絡調整チームマニュアル」で定める。

#### 1 要旨

##### (1) 住民の支援物資確保の基本的な考え方

###### ア 発災から3日まで（備蓄物資を中心に確保）

- 住民は、自ら備蓄した物資により生活を維持する。
- 市町村は、物資が不足する住民に対して公的備蓄物資を供給する。
- 市町村は、公的備蓄物資が不足する場合は、協定事業者等から調達した被災地内の流通在庫等を住民に供給する。
- 県は、市町村の支援をする。

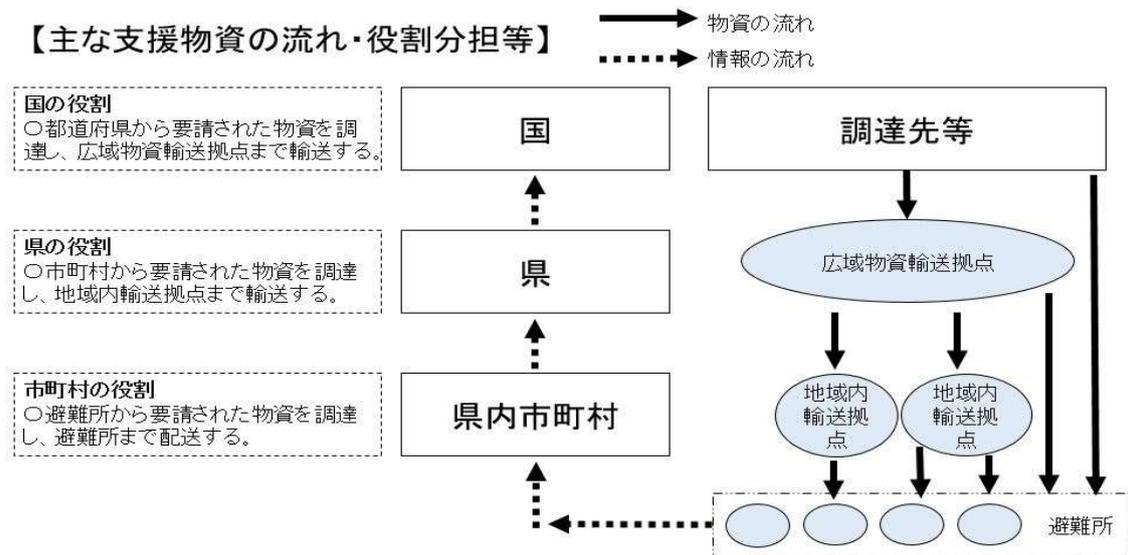
###### イ 発災から4日目以降（国からのプッシュ型支援<sup>19</sup>を中心に確保）

- 国は遅くとも発災3日目までに広域物資輸送拠点に物資を輸送する。
- 県と市町村は連携し、民間団体等の協力を得て、発災4日目までに住民に支援物資を供給する。

###### ウ 発災から7日目以降（プル型支援を中心に確保）

- 県と市町村は連携し、ニーズに基づき支援物資を調達し住民に供給する。

##### (2) 物資供給等の基本的な流れ



<sup>19</sup>被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定される場合に、国が、県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する支援

## 第5章 物資調達

### (3) 計画実施主体の主な役割

主体	主な役割
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県からの要請による支援物資の調達</li> <li>○支援物資の広域物資輸送拠点への輸送</li> <li>○自衛隊による緊急輸送</li> </ul>
県（統制部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村への連絡員の派遣及び連絡員を通じた情報収集</li> <li>○災害救助法に係る諸調整</li> <li>○市町村からの要請に基づき又は自らの判断での物資供給の要請</li> <li>○広域物資輸送拠点の設置・運営</li> <li>○広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点または避難所等への輸送</li> <li>○市町村から地域内輸送拠点、輸送手段の確保等の協力要請があった場合の支援</li> <li>○市町村から民間団体への協力要請に係る諸調整</li> </ul>
県（企業部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○応急給水用飲料水の確保</li> </ul>
県現地災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村への連絡員の派遣及び連絡員を通じた情報収集</li> <li>○広域防災活動（備蓄）拠点の確保と運営（広域防災活動（備蓄）拠点を地域内輸送拠点として活用する可能性がある）</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○備蓄物資の避難者への提供</li> <li>○支援物資の調達（協定事業者等）</li> <li>○支援物資の調達が困難な場合は、県に対して物資供給を要請</li> <li>○地域内輸送拠点の設置・運営</li> <li>○地域内輸送拠点から避難所への輸送</li> <li>○避難所等からの情報の収集</li> <li>○応急給水の実施</li> </ul>
民間団体（民間事業者等も含む団体）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部へ連絡員を派遣する。（派遣は「資源配分連絡調整チーム」構成員及び特に要請のあった民間団体に限る）</li> <li>○県、市町村からの要請に基づき、支援物資の供給、物資拠点及び輸送手段の確保に協力する。</li> <li>※事業活動の維持・早期復旧の視点も踏まえ可能な範囲で協力</li> </ul>

## 第5章 物資調達

### (4) 発災直後からの主なタイムライン

対応目安	国	県	市町村	住民	
発災	体制の確立			家庭内備蓄の消費	
	支援物資の必要量の把握(被害状況等から把握) ※県・市町村での確保可否も把握				
	国によるプッシュ型支援実施の決定				
	拠点開設・輸送手段確保に係る調整、供給計画の策定 ※民間団体等と連携				
	広域物資輸送拠点 開設		公的備蓄の供給		
	県への物資輸送(プッシュ型支援)				
3日目まで	輸送手段の確保			地域内輸送拠点 開設	
市町村への物資輸送					
輸送手段の確保					
避難所への物資供給					
4日目まで 7日以降	プル型支援への切り替え				

## 2 平時からの備え

### (1) 住民への啓発

○県及び市町村は、災害時に食料や飲料水等の速やかな調達が困難となることが想定されることから、住民に対しローリングストック法等を活用した、最低3日分の備蓄を行うよう啓発を行う。

### (2) 備蓄物資の整備

○市町村は、非常持ち出しが困難な被災住民や旅行者等を想定し、物資の備蓄の充実に努めることとし、県はこれを支援する。

### (3) 物資拠点候補の選定、充実

(資料 広域物資輸送拠点一覧、地域内輸送拠点一覧)

○県及び市町村は、災害時において適切に機能を果たせる物資拠点の候補を以下の点に留意し選定するとともに、その運営に必要な荷役資機材等を整備する。(県は広域物資輸送拠点、市町村は地域内輸送拠点を選定)

#### 【留意点】

- ・物資拠点候補の選定にあたっては、国計画に定められる施設基準に留意するとともに、拠点や道路の被災により使用不能になる可能性にも留意する。

- ・過去の災害で民間団体の物流施設が高い機能を発揮したことから、民間団体の協力を得た上で、災害時において積極的に活用する候補として民間団体の物流施設を選定する。

○県及び市町村は、発災時において速やかに拠点の選定を行えるよう、拠点候補の情報(場所、広さ、耐震性等)を整理したリストを整備し、県、市町村、関東運輸局等関係機関で共有する。

## 第5章 物資調達

### (4) 支援物資の調達・輸送に関する体制の構築

○県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合に、物資調達や輸送が平時のように確保できないとの認識に立ち、民間団体と支援物資の調達、荷さばき・配送、代替拠点の提供に関する連携体制を構築し、この体制を強化するため、平時から訓練、意見交換等を行い連携の熟度を高めるとともに、顔の見える関係を構築する。

○県と民間団体は、発災後速やかに連携をとれるよう、災害時における連絡体制を確認しておく。

### 3 県災害対策本部の体制の構築（発災後速やかに開始）

#### (1) 組織体制

（資料 資源配分連絡会議構成機関一覧）

○県（統制部）市町村応援班に資源配分連絡会議構成機関の連絡員からなる「資源配分連絡調整チーム」を設置する。

#### 【設置基準】

- ・県内で震度6強以上を観測した場合、震度6弱以上を複数地点で観測した場合。
- ・複数市町村で災害救助法の適用される広域的な災害で資源配分調整が必要と判断した場合

○資源配分連絡調整チームに、県トラック協会、県倉庫協会、指定公共機関の物資輸送・供給事業者、関東運輸局などの連絡員（以下「物資連絡員」という。）が参集。

○災害救助法適用時には、資源配分連絡調整チームに救助実施市の職員が参集。

※参集が困難な場合は、通信体制を確保する。

#### (2) 主な関係機関等との情報伝達手段

関係機関名	主な情報伝達手段
国	中央防災通信網、災害時優先電話、インターネット・行政情報ネットワーク（物資調達・輸送調整等支援システム等）
市町村 民間団体	防災行政通信網、災害時優先電話、インターネット・行政情報ネットワーク（物資調達・輸送調整等支援システム、県災害情報管理システム等）

※関係機関との連絡調整は、物資連絡員がいる場合は物資連絡員を通じて行う。

※使用が可能な場合には、電子メール、電話、FAX等の平時の連絡手段も活用する。

#### (3) 民間団体等への要請に係る資源配分連絡調整チームでの調整

○県内での被害が複数の市町村にわたる場合、市町村から民間団体に直接協力要請があると、要請の錯綜、重複等により対応に支障が生じるおそれがある。

○そこで、資源配分連絡調整チーム設置時は、構成団体（物資等輸送、供給に係る団体に限る）に対する要請については、発災当初、県が一義的な窓口となり、市町村は県を通して民間団体等へ要請する。（資源配分計画で調整の対象とした九都県市、全国知事会への要

## 第5章 物資調達

請も同様とする)

○県はこの措置をとる場合は、速やかに県内市町村に対してその旨を伝達するものとする。

○なお、個々の市町村を支援する民間団体の役割分担が整理されるなど、要請の錯綜、重複等のおそれなくなった場合は、効率的な対応の観点から、県は市町村、民間団体等と調整して市町村が直接民間団体に要請可能とするなど柔軟な対応をとる。

※本章では首都直下地震の発災当初の対応を念頭におき、以下、資源配分連絡調整チームから構成民間団体への要請は県が一元的に行う想定で記載する。

### 4 支援物資の必要量の調整（発災後3日目までを目途に完了）

国からのプッシュ型支援が行われる場合とニーズに基づくプル型の支援の場合では、手順が異なるため、分けて記載する。プッシュ型は速やかに物資の供給がされる反面、具体的なニーズに基づかないため、無駄が生じるおそれがある。そこで、可能な限りプル型による支援によるべきことに留意する。

#### (1) プル型支援の場合

##### ア 県内ニーズの把握

○県は市町村から支援物資のニーズを把握する。

○市町村は避難所等から得たニーズ在庫情報等を踏まえて県にニーズを伝達する。

○県は市町村から支援物資のニーズを把握することができない場合は、市町村の人口構成等の基本データ被害想定及び実際の被災状況や避難所の状況等から必要なニーズを予測する。

##### イ 調達計画の策定・調達要請

○県はアの結果及び在庫量を踏まえて県として必要な物資の調達計画を策定する。

○県は調達計画を踏まえて指定地方公共機関である物資供給事業者、県が協定を締結している事業者、国、全国知事会や九都県市などに物資の供給を要請する。

##### ウ 市町村への供給計画の策定

○県はイにより調達した支援物資をアにより把握したニーズに基づき供給計画を策定し結果を市町村へ伝達する。物資が不足するなど必要な場合は資源配分連絡調整チームで調整を行う。

##### エ 市町村への供給

○県は供給計画に基づき市町村へ支援物資を供給する。

○県は供給の際は各供給先の配分量と到着予定日時等の情報を事前に伝達する。

#### (2) 国によるプッシュ型支援が行われる場合

##### ア 国から県へのプッシュ型支援の実施の伝達

○国は県における広域物資輸送拠点（代替施設）の開設状況、受入体制を確認し、プッシュ型支援の実施を県に伝達する。

○県は、国によるプッシュ型支援の実施を市町村に伝達する。

## 第5章 物資調達

○国は国計画に定める必要量に基づき調達を開始するが、必要な場合には県と調整の上、必要量を修正する。

※国計画（首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画）の概要

- ・遅くとも3日目までに県に届くよう調整
- ・品目は食料、毛布、乳児用ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品の8品目
- ・計画必要量は発災4日目から7日目までに必要と考えられる量

### イ 国から県への供給情報伝達

○国は、調達した支援物資の県への配分量と到着予定日時等の情報を県に伝達する。

### ウ 市町村への供給計画の策定

○県は、予め計画された配分量を、イで把握した国からの配分量や市町村の被災状況等に応じて修正し、供給計画を策定する。

○物資が不足するなど必要な場合は資源配分連絡調整チームで調整を行う。

### エ 市町村への供給

○県は供給計画に基づき市町村へ支援物資を供給する。

○県は供給の際は各供給先の配分量と到着予定日時等の情報を事前に伝達する。

## 5 物資拠点の開設・運営（発災後3～4日目までを目途に完了）

県及び市町村は次の拠点を開設・運営する。

県設置 広域物資輸送拠点	国等から供給される物資を県が受入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための拠点
市町村設置 地域内輸送拠点	県から供給される物資を市町村が受入れ、避難所に向けて送り出すための拠点

### (1) 物資拠点の確保

#### ア 県による広域物資輸送拠点の確保

○県は、民間等の物資拠点から、施設の被災状況、立地条件などを踏まえ、物資連絡員と調整し、広域物資輸送拠点を確保する。

○拠点が不足する場合、未利用国有地の活用等を調整する。県内の被災状況によっては、周辺県の拠点の活用を国と調整する。

#### イ 市町村による地域内輸送拠点の確保

○市町村は、地域内輸送拠点を確保する。

○市町村が自ら適切な拠点を確保することができない場合、県に拠点確保を要請する。なお、民間団体への要請については、本章1(3)に留意。

#### ウ 海上輸送を実施する場合

○県は、海上輸送が必要な場合には、適切な施設を確保する。

○県は、海上輸送拠点の管理者と利用調整を行う。

## 第5章 物資調達

### (2) 物資拠点運営人員の確保

物資拠点の運営（荷役、在庫管理、県・市町村本部との情報伝達等）を行う人員を確保する。

#### ア 民間団体へ運営を委託できる場合

○県は市町村と調整の上、物資連絡員を通じて、広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点の運営を民間団体に委託する。県及び市町村は、必要に応じて各拠点に連絡調整を行う職員と荷役作業補助要員を派遣する。

#### イ 行政職員が中心となって運営する場合

○民間団体中心の運営を委託できない場合は、拠点運営は、県又は市町村職員が中心となって、拠点の運営を行う。

○専門知識の不足を補うため、県は市町村と調整の上、物資連絡員を通じて、民間団体の人員の各拠点への派遣を要請し、行政職員は、その助言や支援の下で、物資拠点の運営を行う。

### (3) 拠点運営資機材の確保

○拠点での荷役に必要な資機材が、県及び市町村が所有するもので不足する場合は、県は市町村と調整の上、物資連絡員と調整し、調達を図る。民間団体の拠点が活用できる場合は、極力その拠点の資機材を利用できるよう調整する。

## 6 物資の輸送（発災後3～4日目までを目途に完了）

### (1) 調達先から広域物資輸送拠点までの輸送

○国は支援物資を県の広域物資輸送拠点まで輸送する。

○県はプル型の物資支援を要請する場合には、調達先である物資供給事業者等に広域物資輸送拠点までの輸送を依頼する。

### (2) 広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点への輸送

○県は支援物資を広域物資輸送拠点から地域内輸送拠点まで輸送する。

○県は、指定（地方）公共機関である輸送事業者・団体、県が協定を締結している輸送事業者、関東運輸局又は国の現地災害対策本部等へ輸送手段（トラック、運転手等）の提供を要請する。

○上記要請で輸送手段を確保できない場合は、自衛隊に対し物資輸送を要請する。

### (3) 地域内輸送拠点から避難所への輸送

○市町村は支援物資を地域内輸送拠点から避難所まで輸送する。

○市町村が自ら適切な輸送手段を確保することができない場合、県に輸送手段確保を要請する。なお、民間団体への要請については、本章1(3)に留意。

### (4) 拠点を経ない輸送

○拠点が開設できない場合や効率化のために拠点経由を省略できる場合など、広域物資輸送拠点→地域内輸送拠点→避難所というルートが必ずしも適切ではない場合がある。その場合には、適宜拠点を経ないで避難所に輸送するなど、柔軟に対応する。

## 第5章 物資調達

### (5) 輸送者への情報提供等

○県は物資輸送が円滑に行われるよう、輸送者に対し緊急通行車両確認標章の交付や緊急輸送ルート確保状況、利用可能な給油所等の情報提供を行う。

### (6) 海上・航空輸送を実施する場合

○県は、海上・航空輸送が必要な場合は、関係機関と調整し、輸送を実施する。

## 7 義援物資の受入

### (1) 基本的な考え方

○個人からの小口の義援物資は、一つの梱包への複数品目の混載、梱包の形状やサイズが不均一である等によって、仕分けに要する施設面積や手間から、物資拠点等のリソースを大きく浪費する例や、企業からの大口での義援物資であっても、住民のニーズとマッチせず、同様にリソースを浪費する例が過去の災害でみられた。

○よって、小口の義援物資は受け入れないこととし、大口の物資は住民のニーズに沿う場合のみ、プル型の調達物資と同様に取扱い、受け入れを行うこととする。

○県は、小口の義援物資の提供の申出があった場合は、義援金による支援を要請し、大口の義援物資の申出があった場合は、申出を整理し、プル型支援の調達候補とする。

### (2) 広報の実施

○県は、(1)の義援物資受入に係る基本的な考え方を平時から公表するとともに、災害時には、報道機関等を通して広報する。

### (3) 申出のない義援物資が輸送された場合の取扱い

○申出のない義援物資が輸送された場合は、基本ルートの荷役業務や情報処理に支障を与えないように、別ルートで輸送、保管をする。

第6章 燃料・ライフライン対策 I 燃料の臨時供給

1 目的

本項では、大規模災害時において、災害対策本部となりうる官公庁舎や災害拠点病院等の重要施設及び救出救助やライフライン復旧に係る重要車両等に対し、円滑な燃料供給を行うための計画を定める。

2 本県の燃料供給体制の概要

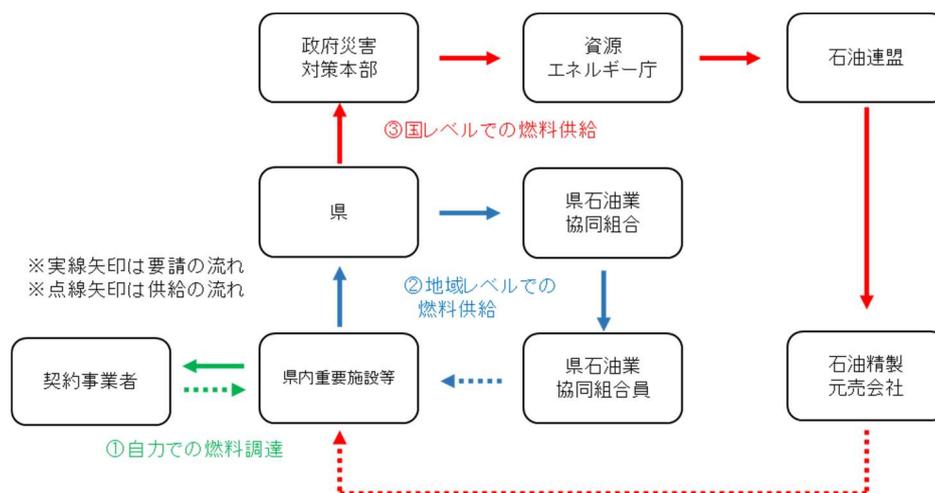
(1) 重要施設に対する燃料供給

○重要施設管理者は、非常用発電機等を稼働させるための燃料が必要になった場合、それぞれ平時から契約している取引事業者と調整する等、自力での燃料調達を行う。

○自力での燃料調達が困難な場合、各重要施設の管理者は県（統制部）に対し、燃料供給の要請を行い、県（統制部）は協定に基づき県石油業協同組合と調整を行い、地域レベルでの燃料供給を実施する。

○燃料供給の要請が集中し、地域レベルで対応することが困難な場合、県（統制部）は国に燃料供給の要請を行い、石油連盟を通じて国レベルでの燃料供給を実施する。

【重要施設に対する燃料供給の流れ】



※重要施設の定義

大規模災害発生時において、県民の生命の維持やライフラインの復旧等を図るため、業務を継続することが必要な施設で次に定めるもの。

- ①災害応急対策を行うために必要な官公庁舎（県、市町村、警察、消防機関等）
- ②災害拠点病院及び災害対策上重要な医療機関
- ③県が定める各種防災拠点
- ④その他、県が災害応急対策上必要と認める施設

(2) 重要車両に対する燃料供給

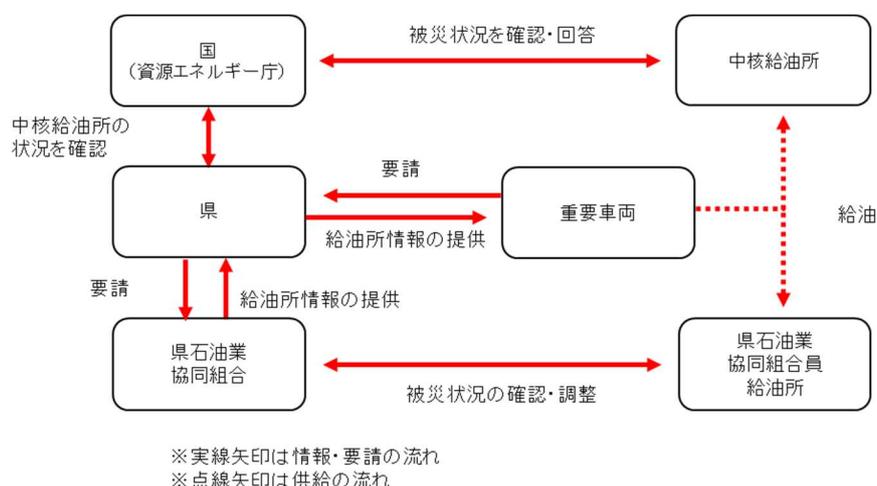
○災害発生時、県（統制部）は国を通じて県内中核給油所の状況を確認するとともに、県石油業協同組合と調整し、対応可能な組合員の給油所を確認し、重要車両を保有する機関に情報提供を行う。

○重要車両は、必要に応じ対応可能な給油所にて燃料給油を受ける。

※中核給油所

自家発電設備を備え、災害対応能力を強化した石油製品の供給拠点で、災害時には、緊急車両に対し優先給油を実施する。災害時一般車両の殺到を避けるため、原則非公開。

【重要車両に対する燃料供給の流れ】



※重要車両の定義

大規模災害時において、災害応急対策上重要な車両で次に定める車両

- ①道路交通法に定める緊急自動車（救急車、消防車、パトカー等）
- ②自衛隊車両
- ③緊急交通路の指定に伴う交通規制の除外車両（規制除外の事前届出をした医療機関が使用する車両等）
- ④行政機関の要請に基づき災害応急復旧に従事する車両
- ⑤行政機関の要請に基づき支援物資等を運搬する車両
- ⑥電気、ガス、上下水道、通信等ライフラインの応急復旧を行う車両
- ⑦行政機関の公用車
- ⑧その他、県が災害対策上必要と認める車両

緊急通行車両

※④～⑧の車両が優先給油を受けるには、緊急通行車両の届出、登録が必要  
 (資料 緊急通行車両の事前届出・確認事務の概要)

## 第6章 燃料・ライフライン対策

### 3 平時における燃料供給の備え

#### (1) 各重要施設・重要車両における燃料備蓄

○重要施設管理者は、大規模災害に伴う電気等の系統エネルギーの供給途絶に備え、非常用発電機等の燃料について4日程度備蓄しておく。

○重要車両を保有する機関は、大規模災害に伴う燃料供給途絶に備え、常に車両の燃料残量に注意をはらい、給油を行う際はできる限り満タン給油等を心がける。

#### (2) 協定等に基づく重要施設の設備情報の確認

○県（統制部）は、災害時に重要施設に対し円滑な燃料供給を実施するため、県石油業協同組合との協定及び石油連盟との覚書に基づき、重要施設を指定するとともに、重要施設を所管する機関に対し、施設の情報についての確認調査を毎年実施する。

○重要施設管理者は、協定、覚書に定める調査様式により、施設への燃料供給に必要な給油口の形状や窓口担当者等についての情報を県（統制部）に提供する。

○県（統制部）は各機関から提供された情報を県石油業協同組合、石油連盟にそれぞれ提供する。

#### (3) 緊急通行車両の事前届出

○県は、平時から災害応急対策に従事する重要車両（赤色灯付車両、自衛隊車両を除く。）が、緊急交通路の通行や燃料の優先的な調達ができるよう、県地域防災計画に基づき、緊急通行車両の事前届出をすすめ、緊急交通路指定時に緊急通行車両確認標章の発行ができる体制を整える。

### 4 災害時における燃料供給

#### (1) 重要施設に対する燃料供給

##### ア 供給の要請

○重要施設管理者は、平常時に契約している供給元から燃料の供給を受けることが困難であり、かつ自身で備えている備蓄燃料がひっ迫し緊急に燃料供給を要する場合、県（統制部）に燃料調達の要請を行う。

○県（統制部）は、各重要施設（機関）からの要請をとりまとめた上で、要請内容や要請施設の要件等を踏まえ、県石油業協同組合、国政府災害対策本部に燃料供給要請を行う。

##### イ 供給の実施

###### 【県石油業協同組合を通じての燃料供給】

○県石油業協同組合は、県（統制部）からの要請に基づき、対応可能な組合員を選定し、県（統制部）に組合員の情報を提供する。

○県（統制部）は、県石油業協同組合から提供された情報を重要施設管理者に提供する。

○重要施設管理者は、対応可能な組合員と調整を行った後、燃料給油を受ける。

###### 【国・石油連盟を通じての燃料供給】

○国政府災害対策本部は、県（統制部）からの要請に基づき、資源エネルギー庁を通じ、

## 第6章 燃料・ライフライン対策

石油連盟に要請を行う。

○石油連盟は、元売事業者等と連携し、各要請に適切な元売事業者を選定する。

○石油連盟・元売事業者は重要施設管理者と調整の上、燃料供給を実施する。

※国・石油連盟を通じた燃料供給要請を行う場合は施設において、以下の条件が必要になる。

- ・4k1以上の燃料タンク容量を要すること
- ・施設内の燃料タンク付近まで中型タンクローリー（14k1積み以上）が進入できること

### (2) 重要車両に対する燃料供給

#### ア 中核給油所における燃料供給

○県（統制部）は、国を通じ県内中核給油所の営業・被害状況等について確認し、関係機関に提供する。

○重要車両は、必要に応じ対応可能な中核給油所にて燃料給油を受ける。

#### イ 県石油業協同組合員給油所における燃料供給

○重要車両保有機関は緊急に燃料給油を要する場合、県（統制部）に燃料供給要請を行う。

○県（統制部）は、上記要請に基づき県石油業協同組合に燃料供給要請を行い、県石油業協同組合は対応可能な組合員を選定し、県（統制部）に情報提供する。

○県（統制部）は、県石油業協同組合から提供された情報を重要車両保有機関に提供する。

○重要車両の使用者等は、対応可能な組合員と調整の上、燃料給油を受ける。

#### ウ 重要車両の確認

○外形的に重要車両の判断がつく車両（赤色灯付車両、自衛隊車両等）以外の重要車両が給油を受ける場合は、緊急通行車両確認標章を車両フロントガラスの見やすい位置に掲示することとする。



### (3) 重要施設以外に対する燃料供給

○重要施設に該当しない施設（避難所等）において備蓄燃料がひっ迫し、緊急に燃料調達の必要性が生じた場合は、重要施設に対する燃料供給に準じて対応を行う。

## 第6章 燃料・ライフライン対策

### 6章 燃料・ライフライン対策 II 電力・ガス・通信の臨時供給

#### 1 目的

本項では、災害時における県内の電力・ガス・通信の確保及び供給のための計画を定める。

#### 2 平時の備え

##### (1) 体制の構築

○県とライフライン事業者は、災害時に備え連絡体制を共有するとともに、協議会を通じて、防災対策に係る諸課題の検討を図る。

##### (2) 応急復旧活動拠点の選定

(資料 ライフライン事業者の応急復旧活動拠点一覧表)

○県は、ライフラインの応急復旧活動を行うための拠点を選定する。

#### 3 災害時における臨時供給、応急復旧

○県（統制部）は、県内地域の電気、ガス、通信等ライフライン関係の被害状況を把握する。

○災害対応に係る重要施設や応援部隊活動の状況などを踏まえ、国計画やライフライン事業者との覚書に基づき、国の現地災害対策本部や供給団体に対して、電気、ガス、通信の臨時供給、応急復旧を要請する。

○臨時供給、応急復旧のため、土木工事等の事前の措置が必要であり、ライフライン事業者が事前の措置をとることができない場合は、県（統制部）を通じて、県が協定を締結する事業者等に協力を要請する。

○県（統制部）は、ライフライン事業者の応急復旧に必要な拠点を確保、提供する。

## 第7章 自治体間の職員応援

### 第7章 自治体間の職員応援

本章では、災害時に避難所運営や罹災証明発行業務等でマンパワーが不足する市町村へ応援職員を派遣するための計画を定める。

#### 1 本計画で定める自治体間の職員応援

##### (1) 職員「応援」と職員「派遣」の違い

○職員「応援」とは、発災初期の災害応急対策が大量に集中する時期に、多くのマンパワーを投入する趣旨で相互応援協定などにに基づき実施される短期間の「応援」をいう。災害対策基本法や協定が根拠となり、職員の身分の異動を伴わない。

○職員「派遣」とは、復旧期から復興期にかけて、技術系などの専門分野の人材が不足する場合に地方自治法に基づき実施される、中長期の「派遣」をいう。職員の身分の異動を伴う。

##### (2) 本計画が対象とする職員応援

○本計画では、発災初期の自治体間の職員「応援」の受援に関して定める。

#### 2 職員応援のスキーム

##### (1) 協定に基づく県内相互応援

○県、市町村は「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」により、相互に職員応援を行う。

##### (2) 被災市区町村応援職員確保システム

○県内の相互応援で完結できない場合、他都道府県の自治体に応援を要請する。

○都道府県域を超える応援は、総務省の「被災市区町村応援職員確保システム（以下「システム」という。）」の活用が定着しており、以下、システムの活用を想定して記載する。

○システムでは、応援を必要とする市町村に対して対口支援をする他都道府県や政令市を総務省等が決定する。

○対口支援自治体決定後は、被災市町村に対し対口支援自治体が1対1で人的支援を行う。

#### 3 災害時の対応手順（システムを活用する場合）

##### (1) 市町村の被災状況の把握

○県（統制部）は、県現地災害対策本部と連携し、市町村の被災状況や避難所等の状況、人的支援の要請等のニーズの情報を把握整理する。

○県（統制部）は、得られた情報を総務省、全国知事会(被災地域ブロック幹事都県)へ連絡する。

## 第7章 自治体間の職員応援

### (2) 支援体制の構築

○総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会は、システムを運用する場合には、総合的な調整及び意思決定等を行う「被災市区町村応援職員確保調整本部（以下「確保調整本部」という。）」を設置する。

○また、被災地における情報収集・共有等のため、「被災市区町村応援職員確保現地調整会議（以下「現地調整会議」という。）」を設置する。

○県（統制部）は現地調整会議に参加し、情報共有を図るとともに、その運営を補助する。

### (3) 支援の決定

○県（統制部）は、確保調整本部から「総括支援チーム※」派遣団体、または「対口支援」団体の決定の連絡があった場合は速やかに被災市町村に連絡する。

※システムで派遣されるチームで、被災地外から応援に入り、被災市区町村の長の指揮の下で被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するチーム。対口支援に先立って派遣され、そのまま対口支援を行うケースもある。

○対口支援団体は被災市町村に対し、人的支援を行う。

### (4) 追加支援の調整

○対口支援団体から、当該団体による応援職員の派遣だけでは災害対応業務を行うことが困難であるとの連絡があった場合は、県（統制部）は確保調整本部に対し第2段階支援の必要性について連絡する。

### (5) 支援の終了

○「総括支援チーム」、または「対口支援」の終了については、派遣団体及び受入市町村と協議し、必要に応じて確保調整本部と相談して決定する。

## 4 システムによる支援がない場合の対応

○システムによる支援がない場合（終了後を含む）、またはシステムによる対口支援などが実施されるまでの間は、県（統制部）は県災害対策本部の各部と調整し、県職員の応援に努めるほか、被災規模が小さく応援が可能な県内市町村による応援を調整する。

### (1) 手順概要

○県（統制部）は、県現地災害対策本部と連携し、市町村の被災状況や避難所等の状況、人的支援の要請等のニーズの情報を把握整理する。

○県（統制部）は、被害規模が小さい市町村に対し、応援の可否を確認する。

○県（統制部）は、ニーズの情報と応援可否を整理し、被災市町村、応援市町村と調整を行う。

○県内市町村の相互応援で対応できない場合は、システムによる支援の必要性を総務省、全国知事会（被災地域ブロック幹事都県）へ伝達する。

## 第7章 自治体間の職員応援

### 【自治体間の職員応援の例】

職種	業務
一般事務	避難所運営支援
	物資集積拠点支援
	住家被害認定調査支援
	窓口業務（申請相談・申請受け付け等）支援
土木建築系職種	土木・農業土木・林業土木・建築・電気・機械職などの係る業務
医療・福祉系職種	医師・看護師・保健師・薬剤師・福祉職などの係る業務
農林水産系職種	農業・水産・獣医・林業に関連する業務
環境系職種	化学・環境に関連する業務
教育系職種	教諭・児童カウンセラーなどの係る業務
その他	マネジメント支援（幹部職員の派遣）

## 第8章 ボランティアとの連携・支援

### 第8章 ボランティアとの連携・支援

#### 1 ボランティア活動支援拠点の設置・支援

○県は、県災害対策本部を設置した時は、災害救援ボランティア活動への支援を行うため、神奈川県社会福祉協議会、神奈川県共同募金会及びNPO法人神奈川災害ボランティアネットワークと協働・連携し、かながわ県民活動サポートセンターに県災害救援ボランティア支援センター（以下「県支援センター」という。）を設置する。

○県支援センターは、災害救援ボランティアに関わる情報を収集・発信するとともに、被災地に設置された災害ボランティアセンターに対する運営スタッフの派遣や資機材・資金の調達等の支援を行う。

○県支援センターが行う支援に際しては、必要に応じて、災害時の協力等に係る協定を締結している団体や災害救援ボランティア団体等の協力を得て実施する。

#### 2 県内外の様々な分野のNPO・団体等との連携等

○大規模災害の発生時は、大量かつ多様な被災者ニーズに対応するため、被災地に設置された災害ボランティアセンターの活動に加え、県内外の様々な分野のNPO・団体等が被災地で自主的に活動することが見込まれる。

○そのため、県支援センターは、これらのNPO・団体等が行う情報共有やコーディネート等の取組みと連携・協力し、災害救援ボランティア活動の円滑な実施を支援する。

#### 3 県災害対策本部との連絡・調整等

○県支援センターは、被災地情報等の収集や被災地に設置された災害ボランティアセンターへの運営支援に関する庁内外の関係機関への支援要請等を行うために、県災害対策本部と必要な連絡・調整等を行う。